

Kitakyushu
Action!

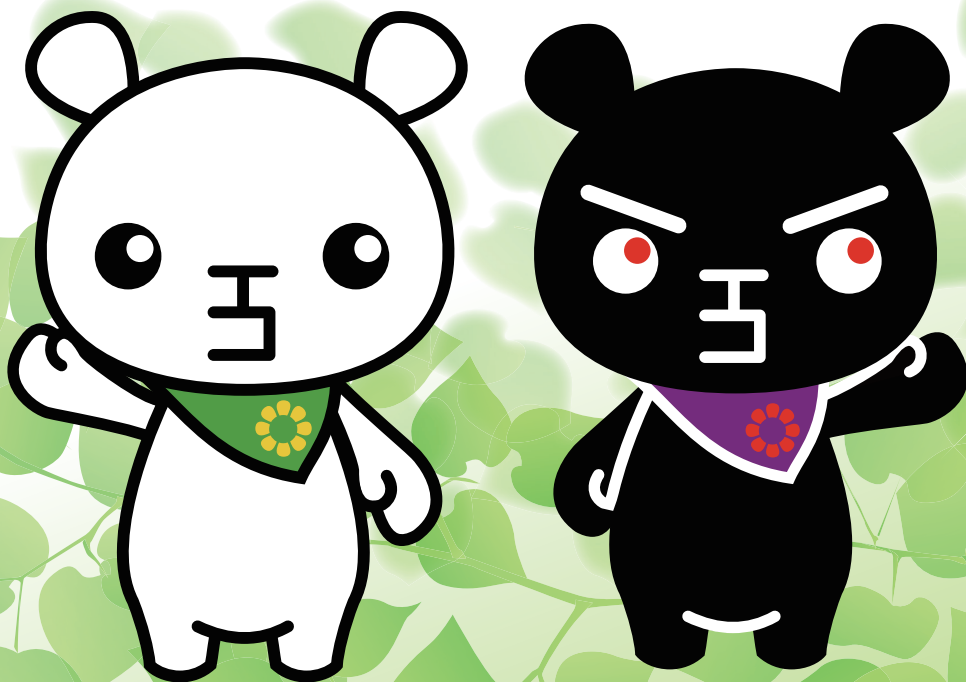
動かせ、未来。北九州市



令和7年度版

City of Kitakyushu

市税のしおり



©ていたん&ブラックていたん,北九州市

北九州市



電子版市税のしおりは
こちらをどうぞ

CONTENTS

1 北九州市の仕事と市税	3
2 北九州市の予算について	
●令和7年度予算の重点的な取組	4
●令和7年度一般会計予算の内訳	5
●市税収入の内訳	7
●市税1万円のゆくえ	8
3 北九州市の財政状況について	
●脆弱な財政基盤	9
●市税収入の状況	9
●市税収入の確保に向けた取組	10
4 令和7年度の税制改正等について	11
5 市税の種類とあらまし	13
●市民税 個人の市民税	14
Q&A こんなとき個人の市民税は？	27
●市民税 法人の市民税	37
●固定資産税	39
●都市計画税	44
Q&A こんなとき固定資産税・都市計画税は？	45
●軽自動車税	49
Q&A こんなとき軽自動車税は？	52
●市たばこ税	53
●鉱産税・入湯税	54
●事業所税	55
●環境未来税・特別土地保有税	56
●宿泊税	57
●電子申告・電子納税	58
6 納税のご案内	
●自主納税	59
●便利な口座振替	60
●納税の猶予と減免	61
Q&A こんなとき納税は？	62
7 市税の納期	65
8 市税の納付場所	66
9 不服申立て	67
10 証明と閲覧	68
11 国税のあらまし	71
12 県税のあらまし	73
13 お問い合わせ先一覧	75

Q & A の一覧

こんなとき個人の市民税は？

Q 妻がパートで働いた場合の市県民税と所得税は？	27
Q 配偶者控除が適用されていないが？	28
Q 退職後の市県民税は？	28
Q 年の中で引越した場合の市県民税は？	29
Q 給与以外の所得がある場合、市県民税の申告は？	29
Q 死亡した夫に市県民税が課税されたが？	29
Q 税務署で確定申告を行ったところ、「確定申告は不要」と言われたが？	30
Q 障害者控除を受けられる人とは？	30
Q 市県民税が2ヵ所で課税されているが？	31
Q 要介護認定を受けた場合の障害者控除の適用の有無？	31
Q 年金収入にかかる市県民税、森林環境税は？	32
Q 昨年の医療費が多い場合に税金の申告をすると？	33
Q 市県民税の減免を受けられる人とは？	33
Q ふるさと納税の目安額は？	33
Q 令和3年度以降、給与収入と公的年金収入がある人の税額は？	34
Q 未婚のひとり親の控除は？	34

こんなとき固定資産税・都市計画税は？

Q 住宅を建替え中の土地の税金は？	45
Q 同じ面積の宅地なのに税額が違うのは？	45
Q 昨年売った土地・家屋の税金の納税通知書が来たが？	46
Q 登記簿上の所有者が死亡した場合の土地・家屋の税金は？	46
Q 分譲マンションの敷地の課税は？	47
Q 家屋の税金が急に上がったが？	47
Q 家が古くなったのに、なぜ税金が下がらないの？	47
Q 償却資産とは？	48
Q 貸しビルに賃借人が取り付け付帯設備の納税義務者は？	48

こんなとき軽自動車税は？

Q 軽自動車やバイクを人に譲った場合は？	52
----------------------	----

こんなとき納税は？

Q 市税を一時に納付できないときは、どうすれば？	62
Q 延滞金の計算方法は？	63
Q 市外でも口座振替はできるか？	64
Q 年度中途から口座振替を利用できるか？	64
Q 市税の納付について	64

さまざまな市の仕事

地方公共団体(都道府県、市町村)は、県民・市民生活にかかわりの深いさまざまな仕事をしています。

北九州市も、戸籍・住民登録、学校などの設置・管理、公園などの建設・管理、清掃、社会福祉、消防、水道・交通などの公営企業の経営など、市民に身近で、欠かすことのできない仕事をしています。

また、北九州市は政令指定都市であるため、福岡県に代わり、高齢者や児童の福祉、保健医療、都市計画などの仕事も行っています。

市税はなぜ必要か

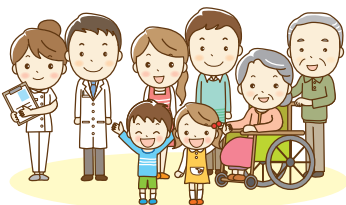
北九州市がこのような「公共サービス」や「公共施設」を提供するためには、多くの経費がかかります。その経費をみんなで負担しているのが市税です。

市民のみなさん一人ひとりが、北九州市の主人公として、市政に積極的に参画するとともに、必要な経費も負担することによって市政が支えられています。

その意味では、市税は市民としての会費のようなものと言えます。

●さまざまな市の仕事

●市税はなぜ必要か



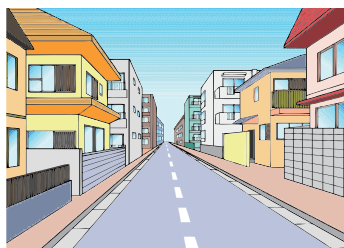
■高齢者や児童の福祉
保健医療などの充実



■病院、急患センター
などの運営・管理



■地域経済の振興や
門司港レトロ地区などの観光の振興



■住宅、公園、道路、港湾、空港
などの建設・管理



■学校、図書館、美術館、博物館
などの設置・管理



■戸籍、住民登録といった
市民サービスの実施



■ゴミの適正処理とリサイクル
環境保全対策など



■水道、交通などの
公営企業の経営



■消防、救急活動などの
市民の安全・安心対策

令和7年度予算の重点的な取組

令和7年度予算は、「成長への反転攻勢予算～もっと人を魅きつけるまちへ～」をテーマに、「女性」、「観光」、「サステナ」の3つのキーワードのもと、主な取組として、

①女性が「自分らしく」輝けるまち

- 女性の視点を生かした課題解決・まちづくりの推進 25百万円
- 学校トイレ洋式化100%大作戦 1,066百万円
- 北九州発!「女性が輝くリーディングカンパニー」創出事業 15百万円
- リフレッシュルーム(ミモザルーム)整備事業 14百万円

②観光大都市への進化

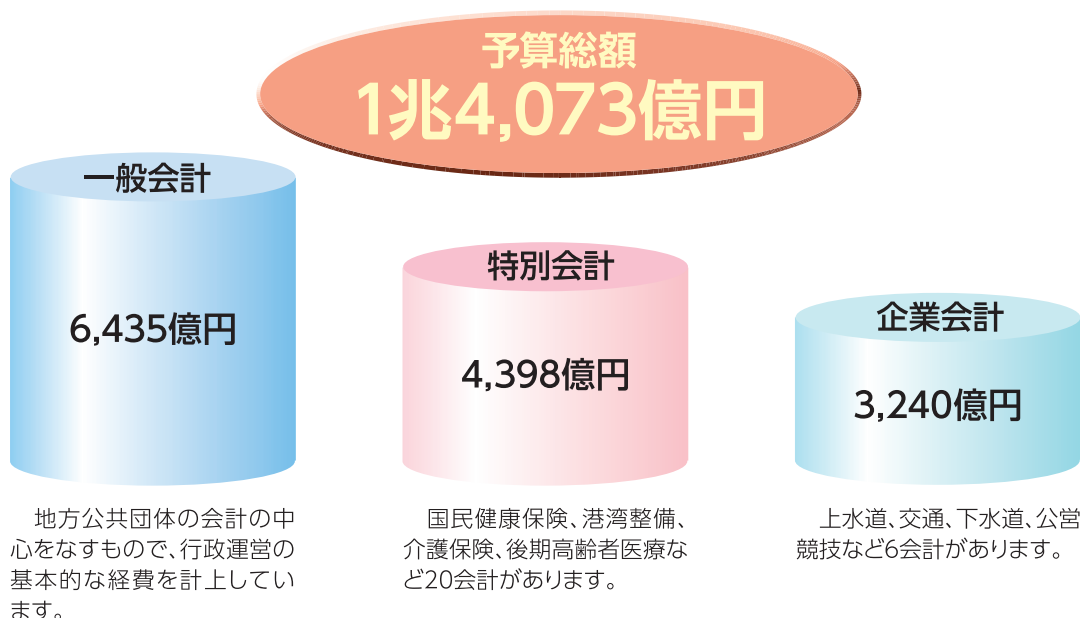
- ナイトタイムエコノミーの推進 287百万円
- 「インバウンド観光都市」に向けたプレゼンス強化 148百万円

③世界をリードするサステナブルシティへのキックオフ

- サステナブルシティ戦略推進事業 82百万円
- 全世代参加型地域コミュニティ推進事業 28百万円

などの施策を実施し、都市の総合力を高め、世界中から新たな人、企業、投資を呼び込み、「まちの成長」と「市民の幸福」の好循環の実現に向けて取り組んでまいります。

予算総額は1兆4,073億円で、そのうち一般会計予算は6,435億円と前年度に比べて156億円の増となっています。



●令和7年度予算の重点的な取組

詳細は市のHPIにてご確認ください
(QRコードはこちら)



●予算規模と対前年度伸び率

(単位:百万円、%)

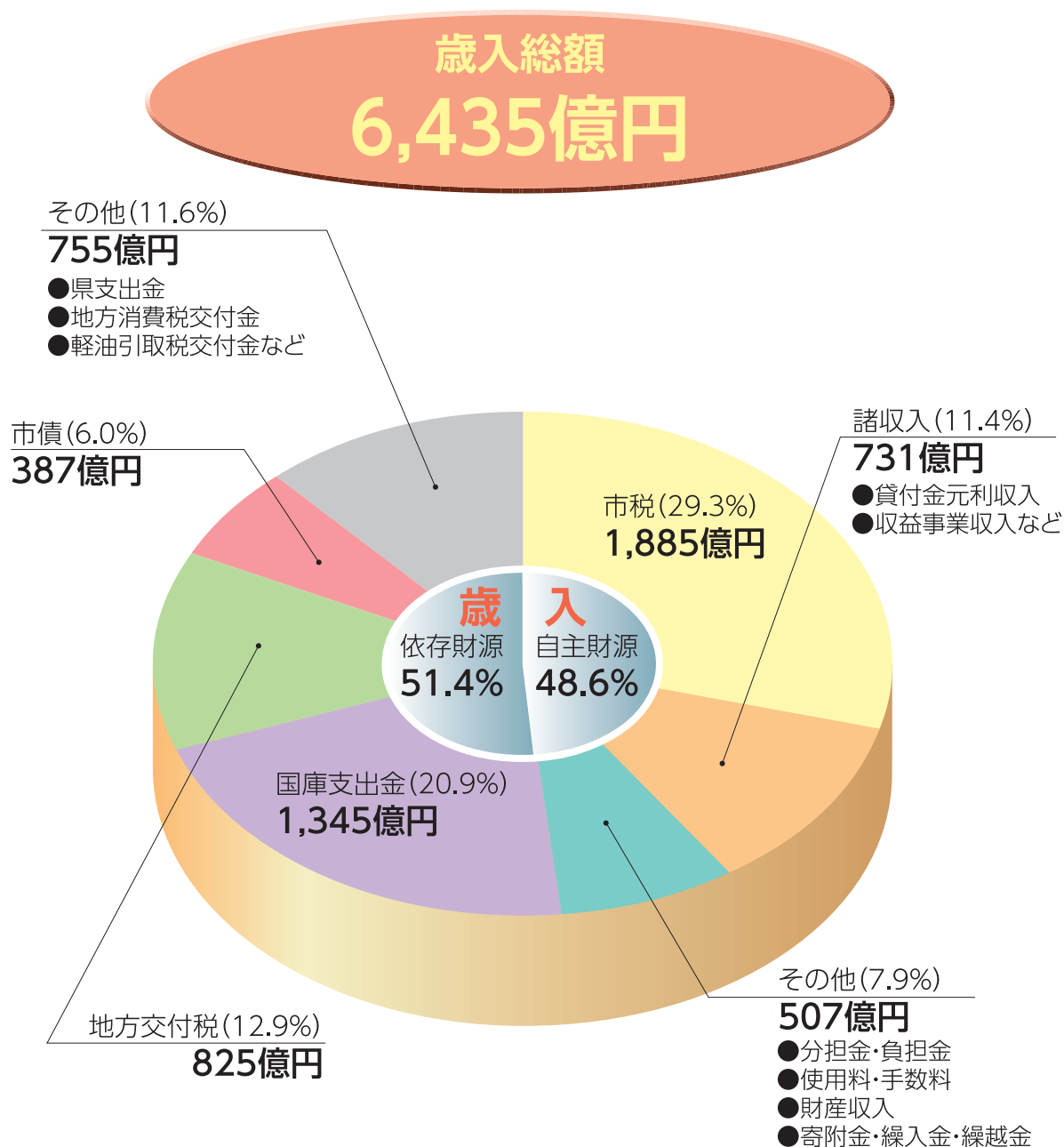
区 分	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
一 般 会 計	609,161	0.2	627,883	3.1	643,483	2.5
特 別 会 計	421,229	6.5	422,190	0.2	439,775	4.2
企 業 会 計	272,499	3.7	283,658	4.1	324,042	14.2
予 算 総 額	1,302,889	2.9	1,333,731	2.4	1,407,300	5.5

令和7年度一般会計予算の内訳

●歳入

歳入には市税をはじめ、地方公共団体の財政力に応じて国から交付される地方交付税、国や県の支出金、借入金となる市債などがあります。

市民のみなさんに負担していただく市税収入は1,885億円で、歳入総額の約3割を占めており、市がさまざまな仕事(施策)を進めるうえで重要な役割を果たしています。



令和7年度
一般会計予算の
内訳

●歳入

用語解説

- 地方交付税**…地方公共団体が標準的な仕事をするために必要な財源を保障する制度で、国税の一定割合を、合理的な基準により、地方に再配分するものです。その用途は制限されません。
- 依存財源**…国や県など他に依存する財源のことで、国庫支出金、地方交付税などが該当します。
- 自主財源**…地方公共団体が自ら調達できる財源のことで、市税、使用料・手数料などが該当します。

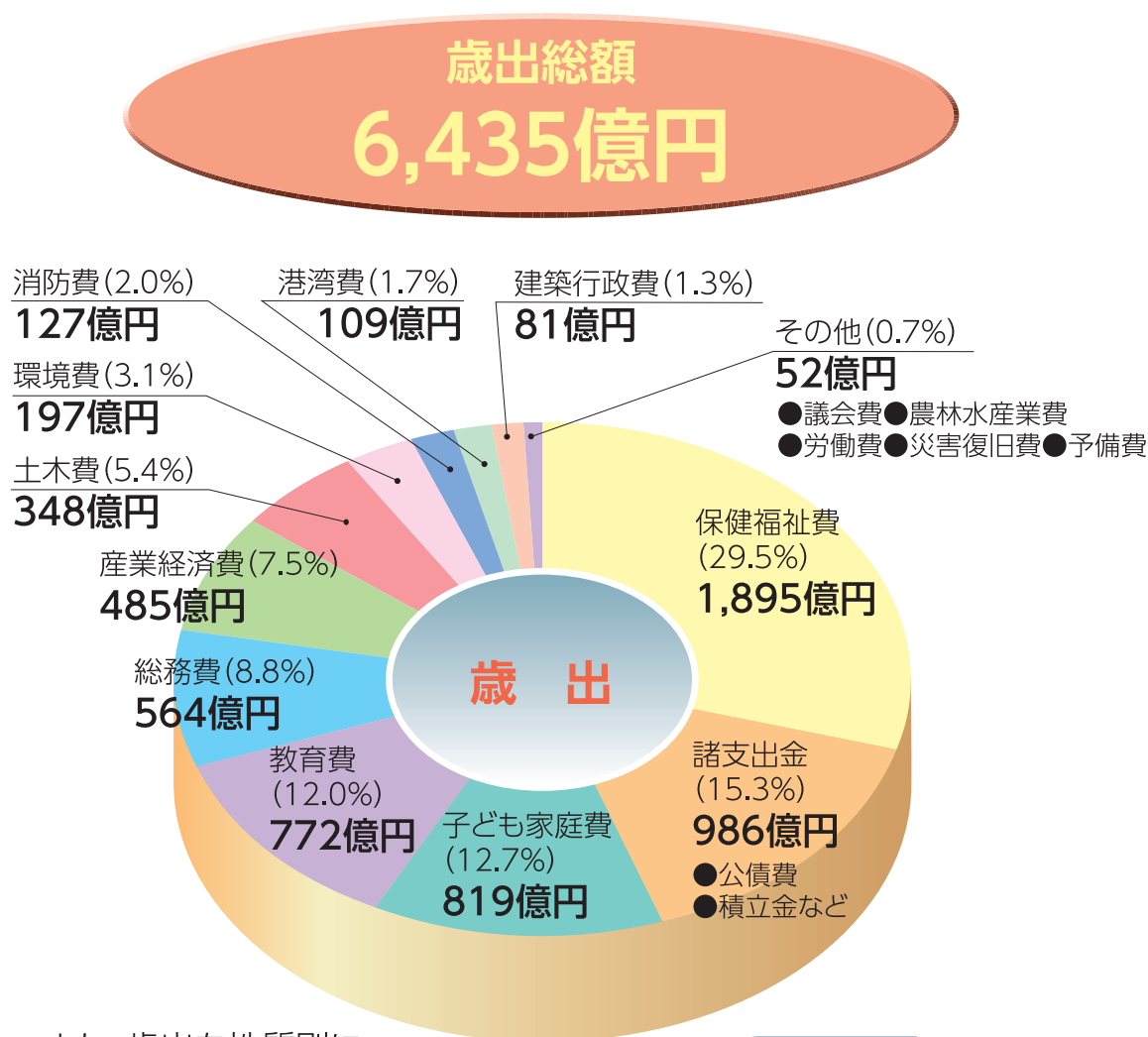
令和7年度
一般会計予算の
内訳

●歳出

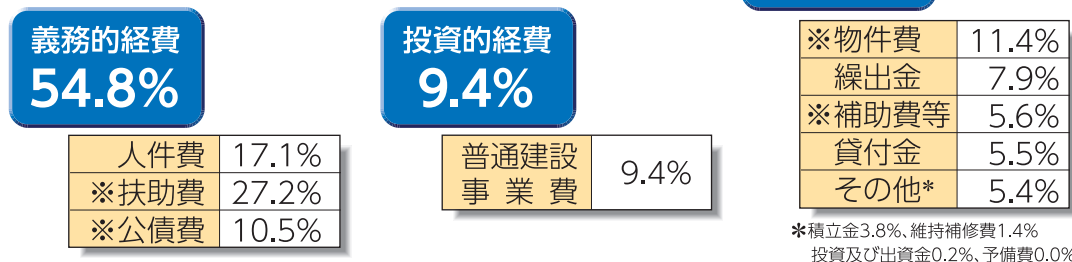
●歳出

歳出を行政目的別に分類すると次のようになります。

高齢社会対策や障害福祉施策のための保健福祉費をトップに、少子化対策や子育て支援のための子ども家庭費、教育環境の充実のための教育費、産業振興などのための産業経済費、道路や公園整備のための土木費など市民生活の安定・向上を図るものが上位を占めています。



また、歳出を性質別に分類すると次のようになります。



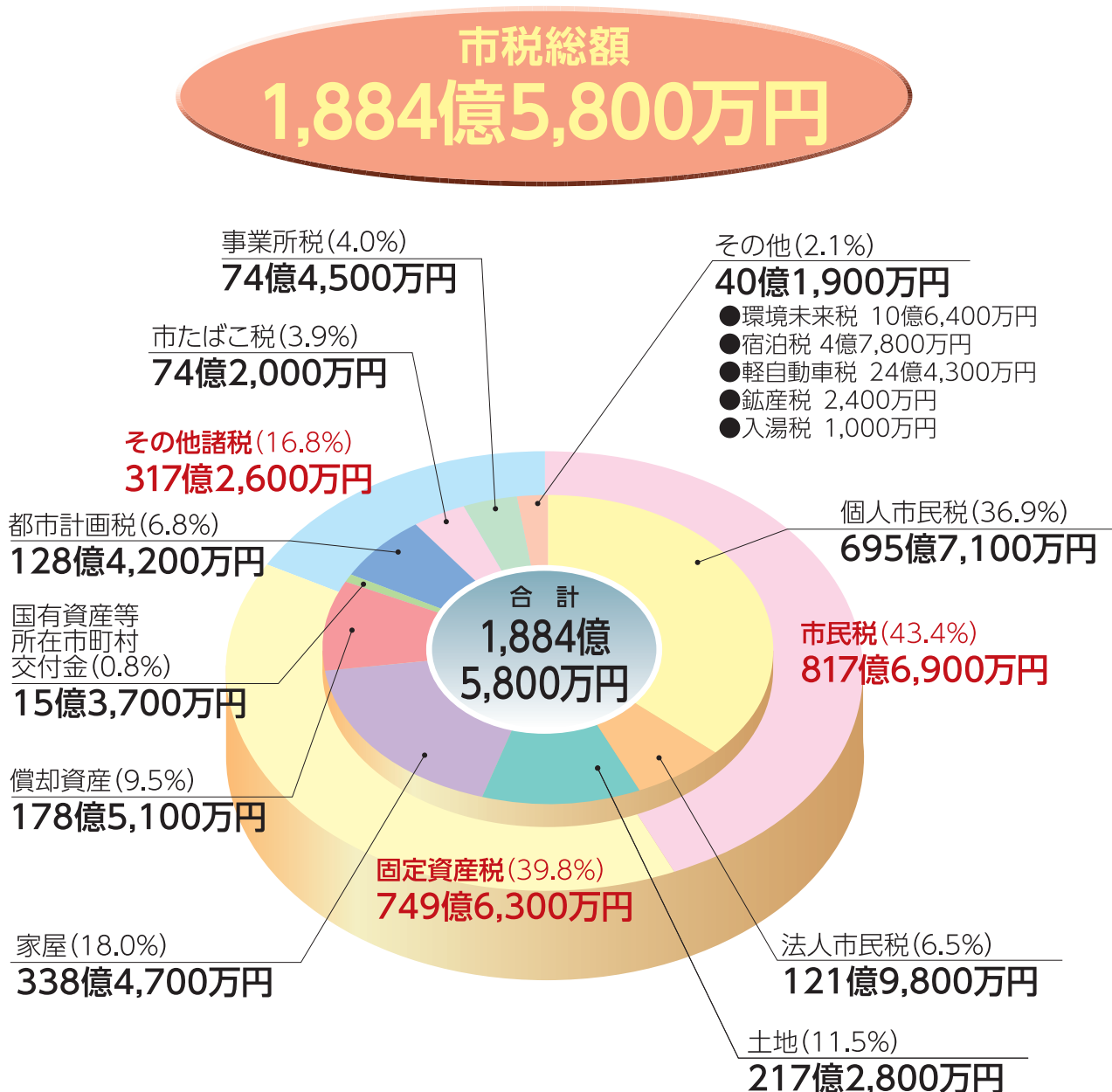
- 扶助費…医療費の助成や生活保護費、保育所などの運営費など
- 公債費…市債の元金、利子の支払いに要する経費
- 物件費…公共施設や市庁舎等の維持管理費(光熱水費、通信費、消耗品等)など
- 補助費等…公営企業や外郭団体、その他各種団体等に対する負担金や補助金など

用語解説

市税収入の内訳

令和7年度予算における市税収入の内訳は、下のグラフのとおりです。

市民税が43.4%(818億円)、固定資産税が39.8%(750億円)で、この二つで市税全体の約8割を占めています。



●予算規模と伸び率

(単位:百万円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
市 民 税	77,899	3.2	74,061	△4.9	81,769	10.4
固定資産税	72,726	0.8	73,742	1.4	74,963	1.7
そ の 他	30,800	1.6	31,553	2.4	31,726	0.5
市 税 計	181,425	1.9	179,356	△1.1	188,458	5.1

市税1万円のゆくえ

令和7年度予算で市税がどのように使われているのか、市税総額を1万円に換算してみると次のようになります。

北九州市の予算について

●市税1万円の
ゆくえ

保健福祉費

保健医療対策、高齢者・
障害者の福祉など

2,946円

子ども家庭費

子育て支援、青少年育成など

1,273円

教育費

学校教育、図書館の整備・
運営など

1,199円

公債費

市債の元利償還

1,057円

総務費

市・区役所の整備、運営など

876円

労働費・農林水産業費・ 産業経済費

地域経済、観光の振興など

805円

土木・港湾費

道路・公園・橋・港の整備など

710円

諸支出費

上下水道・交通・
病院事業会計等への援助など

475円

環境費

ごみ・尿処理、ごみの資源化・
減量化、環境保全対策など

306円

消防費

火災予防、消火・救急活動など

197円

建築行政費

市営住宅の建設・管理、
建築指導など

126円

議会費

市議会の運営

25円

その他

災害対策など

5円

- 脆弱な財政基盤
- 市税収入の状況

脆弱な財政基盤

北九州市は、市民1人当たりの市税収入額が197千円で、全国20指定都市の中で少ない方から8番目となっています。

また、自主財源比率（地方公共団体が自主的に収入しうる市税などの財源の比率）は44.0%で、これは指定都市の中で低い方から5番目となっています。これらの指標が示すように、北九州市の財政基盤は脆弱です。

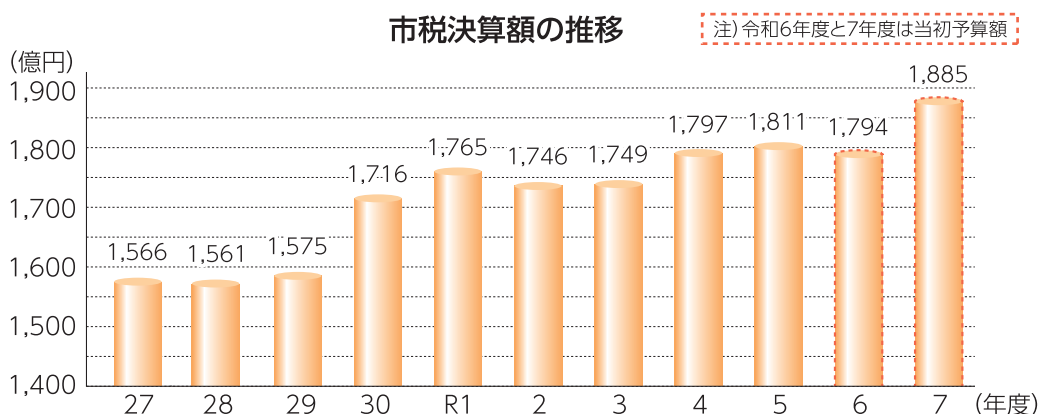
※市税収入額及び自主財源比率は令和5年度普通会計決算による

市税収入の状況

●市税全体の状況

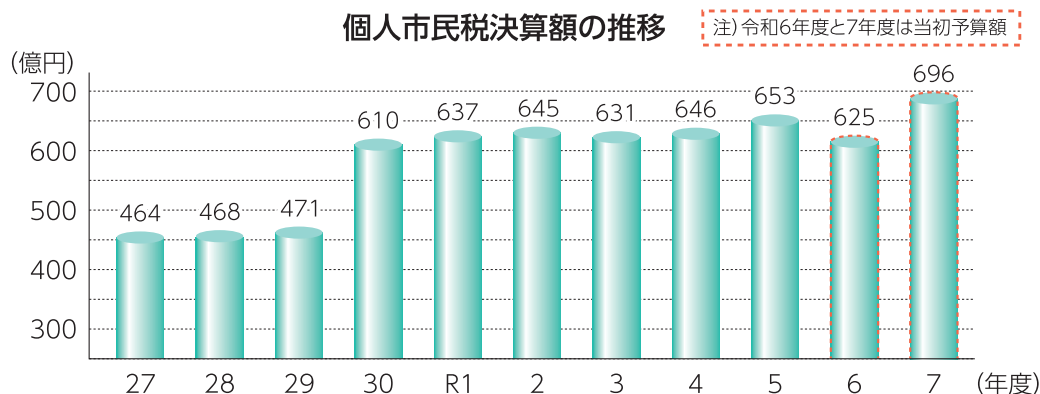
令和5年度の市税決算は、景気の緩やかな回復等により前年度を14億円上回る1,811億円と過去最高の規模となりました。

また、令和7年度の市税当初予算は、個人市民税に係る定額減税の終了などによる増収を見込んでおり、市税全体では1,885億円と、前年度に比べ、5.1%、91億円の増となりました。



●身近な税目の状況

個人市民税の令和7年度当初予算は、定額減税の終了に加え、給与所得の伸びにより増収が見込まれることから、前年度に比べ、70億円増の696億円となっています。



※四捨五入による端数処理のため、増減額については説明文と一致しない場合があります

市税収入の確保に向けた取組

●事後調査・実地調査の充実

市税には、市民税のように個人や法人の所得に対して課税するものや、固定資産税のように個人や法人の資産や財産に対して課税するものなどがあります。しかし、所得内容の誤りや申告の漏れ、また資産等に対する評価に誤りがあると、税の公平性が損なわれます。北九州市では、市民の皆様の信頼を確保するため、毎年度計画的に事後調査や実地調査を行い、適正・公平な課税に努めています。

●納期内納付の推進

市税は、納税者が定められた納期限までに、自主的に納めていただくものです。

納期限までに納付せず滞納となった場合は、納期限までに納めた方との公平性を保つため、また貴重な市税収入を確保するため、滞納者に対しては、納付の催告や、滞納処分などを行っています。

また、納付忘れを防ぐため、口座振替による納付をお勧めしています。

■収入率の状況

様々な事情から納付が困難になった納税者に対しては、その状況等を考慮のうえ適切に対応するなど、それぞれの状況に応じた滞納整理に努めたことにより、令和5年度決算における市税収入率は98.4%（前年度比±0.0%）、収入未済額は27億5,477万円（前年度比8,607万円増）となりました。

今後も、納付困難者に対しては、生活の実態をよく把握したうえで、納税の緩和制度を適用するなど、その方の置かれた状況に適切に対応しつつ、資力を有しながら納付の意思がない滞納者に対しては、滞納処分による厳正な対応を推進することで、歳入の根幹となる市税の確保に向け、一層の取組を進めていきます。

■徴収対策の実施

市税を滞納した方には督促状が送付され、その後も納付がない場合は「税金・料金お知らせセンター」が未納のお知らせを行うことで早期の納付を促します。その後も滞納が続く場合は、東西2か所の市税事務所納税課が催告や滞納処分を行い、滞納市税の徴収を行います。

なお、収入減少や事業不振などによりやむを得ず滞納となった方については、本人の申し出により、事情を伺ったうえで分割納付などの相談に応じています。また、必要に応じてくらしやお金に関する専門家であるファイナンシャルプランナーによる相談も行っています。

一方、納付できる収入や資産がありながら納税に誠意のない方については、税負担の公平性を保つため、法律に基づいて、財産（預貯金、給料、不動産、動産、自動車など）を差し押さえ、取立てや公売を行うなどの滞納処分を進めています。

市税に関する改正の概要

地方税法の改正により、地方税制度の一部が改正されました。市税に関する主な改正内容は次のとおりです。

●軽自動車税（軽自動車税の内容はP.49から掲載）

《二輪車の車両区分の見直し（軽自動車税種別割）》

○総排気量125cc以下で最高出力を4.0kW(50cc相当)以下に制御したバイク（新基準原付バイク）に係る軽自動車税種別割の税率を年額2,000円(50cc原付バイクと同額)とします。

※現行の50cc原付バイクは、令和7年11月排ガス規制への適合が困難であること等により、今後の生産・販売の継続が困難となるものです。

●市民税（個人の市民税）（市民税の内容はP.14から掲載）

※令和8年度分市民税から適用される主な改正です。

《給与所得控除の見直し》

○給与所得控除の最低保障額について、65万円（現行55万円）に引き上げとなります。課税となる給与収入額が変わります。

同一生計配偶者・扶養親族の数	令和7年度まで	令和8年度以降
0人(単身者、専業主婦など)	100万円超	110万円超
1人	156万円超	166万円超

《扶養親族等に係る所得要件の引上げ》

○「同一生計配偶者及び扶養親族」「ひとり親控除の対象となる子」「勤労学生」のそれぞれについて、控除の対象となる所得要件が引き上げとなります。

内 容		令和7年度まで	令和8年度以降
同一生計配偶者及び扶養親族に係る所得要件	合計所得金額	48万円	58万円
	給与収入に換算	103万円	123万円
ひとり親控除の対象となる子の所得要件	合計所得金額	48万円	58万円
	給与収入に換算	103万円	123万円
勤労学生に係る所得要件	合計所得金額	75万円	85万円
	給与収入に換算	130万円	150万円

●市税に関する改正の概要

《大学生年代の子等に関する特例控除の創設》(特定親族特別控除)

○大学生年代(年齢19歳以上23歳未満)の子等が扶養親族等に係る所得要件(合計所得金額58万円:給与収入に換算すると123万円)を超えた場合でも親等が控除を受けられる新たな仕組みが導入されます。

大学生年代の子等の 給与収入額(合計所得金額)	控除額
	令和8年度以降
123(58)万円超 160(95)万円以下	45万円
160(95)万円超 165(100)万円以下	41万円
165(100)万円超 170(105)万円以下	31万円
170(105)万円超 175(110)万円以下	21万円
175(110)万円超 180(115)万円以下	11万円
180(115)万円超 185(120)万円以下	6万円
185(120)万円超 188(123)万円以下	3万円

市民税と所得税の違い

項 目	区 分	市民税	所得税
基礎控除(注1)	改正前	最高43万円	最高48万円
	改正後	最高43万円 (変更なし)	最高95万円
給与所得控除の最低保障額	改正前	55万円	55万円
	改正後	65万円	65万円
非課税となるライン(注2)	改正前	100万円	103万円
	改正後	110万円 非課税となる給与収入の金額が変わります	160万円
改正後の適用時期		令和8年度分から	令和7年分から

(注1) 合計所得金額に応じて控除額が変わります

(注2) 単身者(配偶者や子等を扶養していない方)の場合

市民税について、ご注意ください

○市民税は「地域社会の会費」という性格上、所得税とは控除の仕組みが異なりますので、**年収110万円を超えると課税されます。**

(例) 令和7年の給与収入160万円(単身者(配偶者や子等を扶養していない方))の場合、
令和8年度分市県民税 約32,000円

※森林環境税を含む。社会保険料の支払額を23万円と仮定した場合。

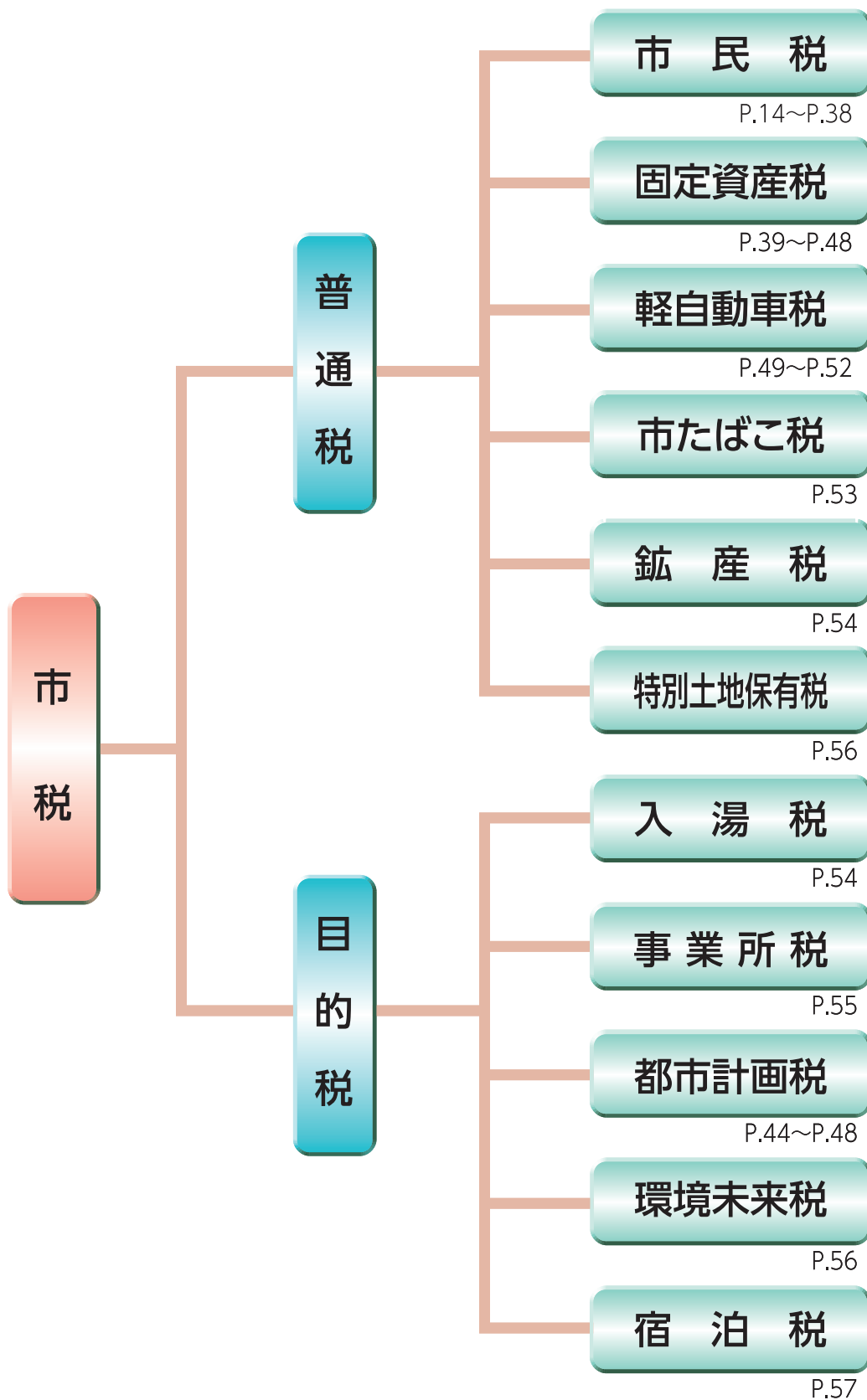
○実質的な手取り金額への影響については、税負担以外に発生する社会保険料の負担や、各種給付・手当等の変化なども別途考慮する必要があります。

○給付・手当・サービス等の中には、市民税が非課税であることが要件となるものや、収入金額によって内容が変動するものがあります。

個別の影響については、それぞれの担当窓口へご確認ください。

5 市税の種類とあらまし

北九州市で現在課税されている税金は、次のとおりです。



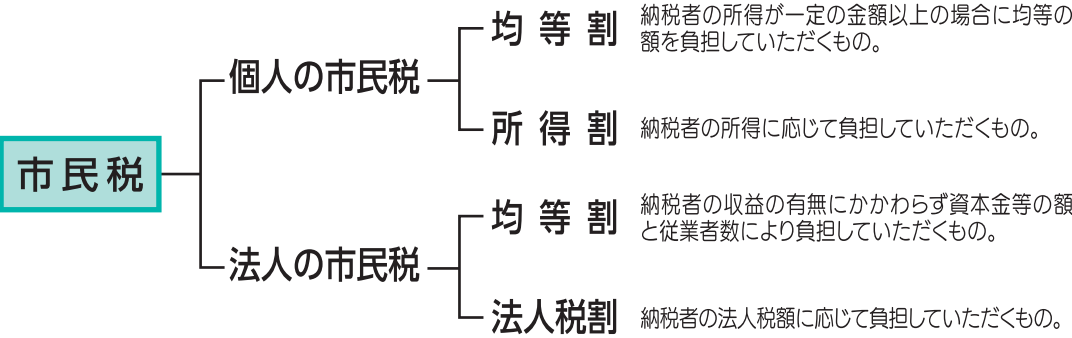
用語解説

- 普通税…納められた税金の使いみちが特別に定められていない税金のことで、様々な費用にあてられます。
- 目的税…納められた税金の使いみちが特別に定められている税金のことで、例えば、事業所税は都市環境の整備等の費用にあてられ、都市計画税は都市計画事業等の費用にあてられます。

市民税

市民税は、市民のみなさんに広く負担を求める点で、地方税の性格を最も良く表している代表的な市税です。

市民税には、個人の市民税と法人の市民税とがあり、それぞれ均等割と所得割(法人は法人税割)の二つから構成されています。



個人の市民税

納税義務者

個人の市民税を納める人は、次のとおりです。

納 税 義 務 者	納めるべき税額
区内に住所がある個人	均等割額+所得割額
区内に住所はないが事務所、事業所又は家屋敷のある個人	均等割額

注 意

区内に住所があるかどうか、また事務所などがあるかどうかは、その年の1月1日現在の状況で判断されます。

個人の県民税

個人の県民税は福岡県の税金ですが、納税者や課税所得金額が個人の市民税と同じなので、納税者の便宜などを図るため、北九州市が個人の市民税とあわせて課税し徴収しています。

森林環境税 (令和6年度から適用)

国内に住所を有する個人に対して課税される国税であり、個人の市県民税の均等割と併せて1人年額1,000円が徴収され、一度、国に納付された後に、その税収の全額が森林環境譲与税として、市・県に按分されて譲与される仕組みとなっています。

●市民税がかからない人

■均等割も所得割もかからない人(非課税)

- ① 生活保護法による生活扶助を受けている人
- ② 障害者、未成年者(婚姻歴がない場合)、寡婦又はひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下の人
- ③ 前年中の合計所得金額が、次の算式で求めた額以下の人

$$35\text{万円} \times \text{家族数 (本人+同一生計配偶者+扶養親族数)} + 10\text{万円} + 21\text{万円}$$

注意

同一生計配偶者や扶養親族のない人は21万円の加算はありません。

※均等割も所得割もかからない人は森林環境税(国税)もかかりません。

■所得割がかからない人

前年中の総所得金額等の合計額が、次の算式で求めた額以下の人

$$35\text{万円} \times \text{家族数 (本人+同一生計配偶者+扶養親族数)} + 10\text{万円} + 32\text{万円}$$

注意

同一生計配偶者や扶養親族のない人は32万円の加算はありません。

※ 同一生計配偶者とは、納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が48万円以下の人のことです。

※扶養親族には16歳未満の年少扶養も含まれます。

税額の計算方法

試算の際は、年間収入額や控除内容が分かるものをご準備のうえ、ご利用ください。試算はこちらから▶



●均等割

市民税 3,000円 県民税 1,500円

●森林環境税

国税 1,000円

※ 県民税均等割1,500円のうち、500円は福岡県森林環境税相当額です。

●所得割

$$\left(\begin{array}{c} \text{課税所得金額} \\ \text{所得金額} - \text{所得控除額} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{税} \\ \text{率} \end{array} - \begin{array}{c} \text{税額控除} \end{array} - \begin{array}{c} \text{配当割額控除等} \end{array}$$

P.16～21参照

P.22参照

P.22～24参照

P.24参照

所得金額

所得割の税額計算の基礎は所得金額です。所得金額は、一般に収入金額から必要経費を差し引いて算出されます。

なお、市民税は前年中の所得金額を基準にして計算されます。例えば令和7年度の市民税は、令和6年中の所得金額が基準となります。

●所得の種類と所得金額の計算方法

所得の種類			所得金額の計算方法
1	利子所得	公債・社債・預貯金などの利子	収入金額＝利子所得の金額
2	配当所得	株式や出資の配当など	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子 ＝配当所得の金額
3	不動産所得	地代、家賃など	収入金額－必要経費 ＝不動産所得の金額
4	事業所得	事業などを行っている場合に生じる所得	収入金額－必要経費 ＝事業所得の金額
5	給与所得	サラリーマンの給与など	収入金額－給与所得控除額 ＝給与所得の金額 ※P.17参照
6	退職所得	退職金、一時恩給など	$(収入金額 - 退職所得控除額) \times 1/2$ ＝退職所得の金額 ※勤続5年以内の役員等の退職金については、 (収入金額－退職所得控除額)＝退職所得の金額 ※退職所得の課税の特例についてはP.25参照
7	山林所得	山林を伐採又は譲渡した場合に生じる所得	収入金額－必要経費－特別控除額 ＝山林所得の金額 ※P.18参照
8	譲渡所得	土地、建物などの資産を売った場合に生じる所得	土地建物 収入金額－(取得費・譲渡費用) ＝譲渡所得の金額 ※土地・建物等の譲渡所得の課税の特例についてはP.25参照
			その他 収入金額－(取得費・譲渡費用) －特別控除額＝譲渡所得の金額 ※P.18参照 (・長期譲渡所得の場合、課税される所得は、特別控除後の金額の1/2となります)
9	一時所得	賞金、懸賞当選金、生命保険の満期一時金など	収入金額－必要経費－特別控除額 ＝一時所得の金額 ※P.18参照 (・課税される所得は、特別控除後の金額の1/2となります)
10	雑所得	公的年金および他の所得に当てはまらない所得	公的年金等 収入金額－公的年金等控除額 ＝雑所得の金額 ※P.17参照
			その他 収入金額－必要経費 ＝雑所得の金額

●給与所得控除額

給与所得控除額は事業所得などの場合の必要経費にあたるもので、実際の計算は所得税法別表第5を使いますが、概算は次の表で計算できます。

収入金額	控除額
162万5千円以下	55万円
162万5千円超180万円以下	収入金額×40%－10万円
180万円超360万円以下	収入金額×30%+8万円
360万円超660万円以下	収入金額×20%+44万円
660万円超850万円以下	収入金額×10%+110万円
850万円超	195万円

●公的年金等控除額

国民年金、厚生年金、共済年金などは、収入金額から次の計算式で求めた額を差し引きます。

65歳未満（昭和35年1月2日以降生まれの方）

公的年金等の 収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
130万円未満	60万円	50万円	40万円
130万円～ 410万円未満	収入金額×25% +27万5千円	収入金額×25% +17万5千円	収入金額×25% +7万5千円
410万円～ 770万円未満	収入金額×15% +68万5千円	収入金額×15% +58万5千円	収入金額×15% +48万5千円
770万円～ 1,000万円未満	収入金額×5% +145万5千円	収入金額×5% +135万5千円	収入金額×5% +125万5千円
1,000万円以上	195万5千円	185万5千円	175万5千円

65歳以上（昭和35年1月1日以前生まれの方）

330万円未満	110万円	100万円	90万円
330万円～ 410万円未満	収入金額×25% +27万5千円	収入金額×25% +17万5千円	収入金額×25% +7万5千円
410万円～ 770万円未満	収入金額×15% +68万5千円	収入金額×15% +58万5千円	収入金額×15% +48万5千円
770万円～ 1,000万円未満	収入金額×5% +145万5千円	収入金額×5% +135万5千円	収入金額×5% +125万5千円
1,000万円以上	195万5千円	185万5千円	175万5千円

●所得金額調整控除

給与所得控除について、上限となる給与収入が850万円に引き下げられたため、給与収入850万円超の納税義務者は増税となります。そのため給与収入850万円超の納税義務者のうち、子育てや介護を行っている者に負担増が生じないよう「所得金額調整控除」が創設されました。

また、給与所得と年金所得それぞれの控除額が10万円引き下げられたため、両方の所得を有する場合、基礎控除が10万円引き上げられても負担増が生じるケースがあります。このような場合にも、負担増が生じないよう所得金額調整控除が適用されます。

※令和3年度から適用（令和2年度以前の適用はありません。）

1 給与収入が850万円を超え、次の①～③に該当する場合は計算式から算出した額を給与所得の金額から控除します。

- ①本人が特別障害者
- ②年齢22歳以下の扶養親族を有する
- ③特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

{給与等の収入金額（収入金額が1,000万円を超える場合には1,000万円）－850万円}×10%

2 給与所得控除後の給与の金額（1該当の方は控除後）及び公的年金等の雑所得の金額の合計額が10万円を超える納税義務者は、次の計算式から算出した金額を給与所得の金額から控除します。

{給与所得控除後の給与等の金額（上限10万円）＋公的年金等の雑所得の金額（上限10万円）}－10万円

●山林所得・譲渡所得及び一時所得の特別控除額

山林所得・譲渡所得及び一時所得の特別控除額は、50万円（「収入金額－必要経費」又は「収入金額－（取得費・譲渡費用）」の金額が50万円未満のときはその金額）です。

所得控除

納税者の実状に応じた税負担を求めるために、その納税者に配偶者や扶養親族がいるかどうか、病気や災害などによる臨時の出費があるかどうかなどの個人的な事情を考慮して、所得金額から次の金額を差し引くことになっています。

控除の種類と控除額の計算方法は以下のとおりです。

●所得控除の種類と控除額の計算方法

種 類	要 件	控 除 額
1 基 礎 控 除	前年の合計所得金額に応じて	2,400万円以下 43万円 2,400万円超 2,450万円以下 29万円 2,450万円超 2,500万円以下 15万円 2,500万円超 適用なし
2 社会保険料 控除	前年中に社会保険料(健康保険・介護保険・国民年金など)を支払った場合	支払った額
3 小規模企業共済 等 掛 金 控 除	前年中に小規模企業共済制度及び心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を支払った場合	支払った額
4 生命保険料 控除	前年中に生命保険・介護医療保険・個人年金保険の保険料を支払った場合	次の①から③の合計額(合計控除限度額は70,000円) ①一般生命保険料控除額 ・新契約(H24.1.1以後契約分) 新契約の支払い保険料(A) ① 12,000円まで……………全額 ② 12,000円を超え32,000円まで (A)×1/2+ 6,000円 ③ 32,000円を超え56,000円まで (A)×1/4+14,000円 ④ 56,000円を超える場合 …………… 28,000円 ・旧契約(H23.12.31以前契約分) 旧契約の支払い保険料(B) ① 15,000円まで……………全額 ② 15,000円を超え40,000円まで (B)×1/2+ 7,500円 ③ 40,000円を超え70,000円まで (B)×1/4+17,500円 ④ 70,000円を超える場合 …………… 35,000円 ※新・旧両方の保険料がある場合はそれぞれ上記により計算した控除額の合計(限度額は28,000円) ※旧契約のみによる計算の方が控除額が大きくなる場合は、旧契約分のみで計算します。 ②個人年金保険料控除額 ①一般生命保険料控除額の計算と同様 ③介護医療保険料控除額(新契約のみ) ①一般生命保険料控除額の新契約の計算と同様
5 地震保険料 控除	前年中に地震保険料を支払った場合	次の①と②の合計額(最高限度25,000円) ①地震保険契約の支払保険料の1/2 (限度額25,000円) ②旧長期損害保険契約の支払保険料 ① 5,000円まで……………全額 ② 5,000円を超え15,000円まで ②×1/2+2,500円 ③ 15,000円を超える場合…………… 10,000円
6 障害者控除	本人、同一生計配偶者又は扶養親族が障害者である場合	一人につき26万円(特別障害者は30万円、同居の特別障害者は53万円)

●所得控除

●所得控除の種類と控除額の計算方法

種 類	要 件	控 除 額
7	ひとり親 婚姻をしていないこと又は配偶者の生死の明らかでない一定の人のうち、次の三つの要件の全てに当てはまる人です。 ①その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。 ②生計を一にする子がいること。（この場合の子は、その年分の総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限られます。） ③前年の合計所得金額が500万円以下であること。	30万円
	寡婦 「ひとり親」に該当せず、次のいずれかに当てはまる人です。納税者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合は対象となりません。 ①夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、前年の合計所得金額が500万円以下の人 ②夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が500万円以下の人 なお、この場合は、扶養親族の要件はありません。	26万円
8	勤労学生控除 前年の合計所得金額が75万円以下等の勤労学生	26万円
9	配偶者控除	①一般の配偶者（②以外の人） 最高33万円 ②老人配偶者（70歳以上の人） 最高38万円 ※詳しくは、P.21参照
10	配偶者特別控除	最高33万円 ※詳しくは、P.21参照
11	扶 養 控 除 親族等の前年の合計所得金額が48万円（給与の収入金額になおすと103万円）以下でかつ、その親族等が16歳以上の場合	①一般の扶養親族（次の②～④以外の人） 33万円 ②特定扶養親族 45万円 ③老人の扶養親族 38万円 ④同居老親等 45万円
12	雑 損 控 除 前年中に災害などにより資産について損失を受けた場合	次のいずれか多い方の金額 ①（損失の金額－保険などにより補てんされた額）－（総所得金額等の合計額×1/10） ②（災害関連支出の金額－保険などにより補てんされた額）－5万円
13	医療費控除 前年中に医療費等を支払った場合	次のいずれかの選択となります。 ①（支払った医療費－保険などにより補てんされた額－（総所得金額等の合計額×5/100又は10万円のいずれか少ない額）（限度額200万円） ②医療費控除の特例（支払った特定一般用医薬品等の購入額－保険などにより補てんされた額）－12,000円（限度額88,000円） ※②の特例は平成30年度から令和9年度までの適用となります。

- 特定扶養親族… 扶養親族のうち年齢19歳以上23歳未満の者（平成14年1月2日以降、平成18年1月1日以前生まれの人）をいう。
- 老人の扶養親族… 扶養親族のうち年齢70歳以上の人（昭和30年1月1日以前生まれの人）をいう。
- 同居老親等… 老人扶養親族のうち、納税義務者又はその配偶者の両親、祖父母などで、納税義務者又はその配偶者のいずれかとの同居を常況としている人をいう。
- 同居の特別障害者… 同一生計配偶者や扶養親族が特別障害者に該当し、かつ、その者が納税義務者又は納税義務者と生計を一にする親族のいずれかと同居を常況としている人をいう。

用語解説

●配偶者控除

■適用を受けられる人

本人の前年の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が48万円以下の人

■控除額の計算

次の表により求めます。

	本人の前年中の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
一般の配偶者	33万円	22万円	11万円
老人配偶者 (70歳以上の人)	38万円	26万円	13万円

※平成31年度(令和元年度)から本人の前年中の合計所得金額が1,000万円超の場合、配偶者控除の適用は対象外となりました。

●所得控除

●配偶者特別控除

■適用を受けられる人

本人の前年の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が48万円超133万円以下の人

■控除額の計算

次の表により求めます。

	配偶者の前年の 合計所得金額	本人の前年の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者特別 控除額	48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円
	95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

所得割の税率

課税総所得金額に税率を乗じたものが所得割になります。100円未満の端数がある場合は切り捨てます。

課税総所得金額	市民税の税率	県民税の税率
一律	8%	2%

※平成30年度から県費負担教職員に係る給与負担事務の移譲に伴う税源移譲により、政令指定都市に住所を有する者について税率が改定されました。

税額控除

●調整控除

税源移譲に伴い、所得税と市民税(県民税)との人的控除の差による負担額の影響を調整するものです。

調整控除の計算方法

合計課税所得金額	調整控除額
200万円以下の場合	次のいずれか小さいほうの額の5%(市民税4%、県民税1%)を所得割額から減額します。 ①所得税との人的控除額の差の合計額 ②市県民税の合計課税所得金額
200万円を超える場合	次の計算式で計算した額を所得割額から減額します。 (所得税との人的控除額の差の合計額-(市県民税の合計課税所得金額-200万円))の5%(市民税4%、県民税1%)(計算結果が2,500円を下回った場合は、調整控除額は2,500円とします。)

※令和3年度から前年の合計所得金額が、2,500万円を超えた場合は適用外となりました。

人的控除の一覧

種 類		所得税と市県民税との人的控除額の差	種 類		所得税と市県民税との人的控除額の差		
基礎控除		5万円	納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
障害者 控除	普通障害	1万円	配偶者 控除	一般の 配偶者	5万円	4万円	2万円
	特別障害	10万円		老人の 配偶者	10万円	6万円	3万円
	同居特別 障害	22万円	配偶者 特別 控除	配偶者の前年の 合計所得金額が 48万円超 50万円未満	5万円	4万円	2万円
ひとり親 控除	母	5万円		配偶者の前年の 合計所得金額が 50万円以上 55万円未満	3万円	2万円	1万円
	父	1万円	扶養 控除	一般扶養	5万円	老人扶養	10万円
寡婦控除		1万円		特定扶養	18万円	同居老親等	13万円
勤労学生控除		1万円					

●配当控除

総合課税において株式の配当などの配当所得がある場合は、次の表で計算した金額が、市民税(県民税)の所得割額から差し引かれます。

課税総所得金額等		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
種類		市 民 税	県 民 税	市 民 税	県 民 税
利益の配当等		2.24%	0.56%	1.12%	0.28%
特 定 証 券 投資信託等	外貨建等証券 投資信託以外	1.12%	0.28%	0.56%	0.14%
	外 貨 建 等 証券投資信託	0.56%	0.14%	0.28%	0.07%

市民税(個人の市民税)

●所得割の税率

●税額控除

●税額控除

●住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)

平成21年から令和7年までの間に入居された方で、所得税から控除しきれない住宅ローン控除額がある場合、控除しきれなかった額のうち一定の額を市民税(県民税)の所得割額から控除することができます。

控除の計算方法

次の①又は②のいずれか小さい額(市民税4/5、県民税1/5)

居住年月	控除限度額
平成26年3月まで	①所得税の住宅ローン控除可能額のうち、 所得税において控除しきれなかった金額 ②所得税の課税総所得等の5%(最高97,500円)
平成26年4月から 令和3年12月まで	①所得税の住宅ローン控除可能額のうち、 所得税において控除しきれなかった金額 ②所得税の課税総所得等の7%(最高136,500円)
令和4年1月から 令和7年12月まで	①所得税の住宅ローン控除可能額のうち、 所得税において控除しきれなかった金額 ②所得税の課税総所得等の5%(最高97,500円)

※平成26年4月から令和3年12月までの金額は、当該住宅の取得等に係る対価の額又は費用に含まれる消費税率が8%または10%である場合であり、それ以外の場合の控除限度額は所得税の課税総所得金額等の5%(最高97,500円)

※令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に入居し(令和2年中の入居予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年中に入居することになった方で、一定の期日までに住宅取得契約等が行われている場合も含む)、かつ、消費税10%で購入した場合、また、一定の期日までに契約し令和4年末までに入居した場合、住宅ローン控除の適用期間が10年から13年へ延長されます。11年目以降については、建物購入価格の2%を3等分した額と住宅ローン年末残高の1%のいずれか少ない額が控除されます(最高136,500円)。

●寄附金税額控除

前年中に対象となる寄附金がある場合は、申告により市民税(県民税)の所得割額から控除できます。

対象となる寄附金	控除の計算方法
①都道府県、市区町村(※) ②福岡県内の共同募金会及び日本赤十字社 ③福岡県、北九州市が条例で指定した団体	《(支払った寄附金の額と総所得金額等の合計額の30%とのいずれか少ない方の額)－2千円》の10%(市民税8%、県民税2%)

※総務大臣が指定した都道府県、市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)については、さらに以下の特例控除が加算されます。

ふるさと納税に係る特例控除の計算方法

(都道府県、市区町村に対する寄附金－2千円)×{90%－(0～45%〈所得税の限界税率〉×1.021)}(市民税4/5、県民税1/5)(限度額:市民税(県民税)の所得割額の2割)

●所得税の限界税率…寄附された方に適用される所得税率のうち、最大のもの(寄附された方の申告内容により、実際に適用されている所得税率と、市民税(県民税)の申告内容から算出した限界税率が異なる場合あり)

※確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合(寄付先が5団体以内の場合に限ります。)、ふるさと納税ワンストップ特例の申請をすることで、確定申告を行わなくても、ふるさと納税の寄附金(税額)控除を受けられる制度があります。

注意

国や政党等に対する寄附金は対象になりません。

試算の際は、年間収入額や控除内容が分かるものをご準備のうえ、ご利用ください。試算はこちらから▶



●外国税額控除

外国において所得税や住民税に相当する税が課税されたとき、その所得に対してさらに我が国の所得税や住民税が課税されると国際間の二重課税となるため、それを調整します。

●配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除

前年中に特別徴収された特定配当等の道府県民税配当割（5%）及び前年中に特別徴収された特定株式等譲渡所得割（5%）について、確定申告をした場合には市民税（県民税）の所得割額から差し引かれます。

●特別税額控除（定額減税）

■概要

令和6年度の定額減税対象外であった、控除対象配偶者を除く同一生計配偶者について、令和7年度の市県民税において、特別税額控除（「定額減税」）が実施されることになりました。

■対象者

国内に居住し控除対象配偶者を除く同一生計配偶者を有する、前年中の合計所得金額が1,000万円超1,805万円以下の人

■減税額

1万円

※減税額が納税義務者の所得割額を超える場合には、所得割額が限度額です。

分離課税

●総合課税と分離課税

■総合課税

P.16の表のうち、退職所得、山林所得及び土地建物・株式等の譲渡所得を除いた所得の金額を合算したものを総所得金額といい、一括して税額が計算されます。

なお、総所得金額を算定する場合、「長期譲渡所得」及び「一時所得」についてはその1/2のみを合算します。

■分離課税

退職所得、山林所得、土地建物・株式等の譲渡所得、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得、先物取引の雑所得等については、それぞれの所得ごとに税額が計算されます。

- 分離課税
- 申告と納税

●退職所得に係る課税の特例

退職所得に対する所得割は、他の所得と分離して所得の発生した年に計算され、退職金の支払いを受けるときに天引きされます。

退職所得に係る市民税・県民税の税額の算出は、次により算出します。

①退職所得の金額

退職所得の金額=(退職手当等の収入額-退職所得控除額)×1/2(1,000円未満の端数切捨て)

※(収入金額-退職所得控除)した金額に対する2分の1控除が適用されない場合

・役員等で、勤続年数が5年以下である場合

・役員等以外で、勤続年数が5年以下の方の300万円を超える部分のある場合(令和4年1月1日以降に支払われる退職手当等に適用)

②退職所得控除額

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数(80万円に満たない場合は80万円)
20年を超える場合	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

※勤続年数に1年未満の端数があるときは、1年に切り上げます。

※障害者になったことに直接起因して退職した場合、上記の控除額に100万円を加算します。

③退職所得に対する市民税・県民税の計算

ア.市民税の算出

退職所得の金額×税率6%=市民税額(100円未満の端数切捨て)

イ.県民税の算出

退職所得の金額×税率4%=県民税額(100円未満の端数切捨て)

●土地・建物等の譲渡所得の課税の特例

土地・建物等の譲渡所得に対する所得割は、他の所得と分離して計算されますが、譲渡した土地・建物等の所有期間によって計算方法が異なります。

課税譲渡所得金額 = 譲渡所得の金額 - 特別控除額

主な特別控除の種類	控除額
居住用の家、土地を譲渡した場合	3,000万円
土地収用法などによって公共事業用に譲渡した場合	5,000万円

注意 1年に受けられる控除額は、5,000万円が限度です。

■**長期譲渡の場合**…譲渡した年の1月1日現在で、所有期間が5年を超えるもの
譲渡所得に対する所得割額=課税長期譲渡所得金額×市民税4%(県民税1%)

注意 優良住宅地等のために譲渡した場合は上の計算と異なります。

■**短期譲渡の場合**…譲渡した年の1月1日現在で、所有期間が5年以下のもの
譲渡所得に対する所得割額=課税短期譲渡所得金額×市民税7.2%(県民税1.8%)

注意 国又は地方公共団体に譲渡した場合は上の計算と異なります。

申告と納税

●申告をしなければならない人

1月1日現在、区内に住所のある人は毎年3月15日までに、区役所内の市民税課又は税務課へ所得などの申告をしなければなりません。ただし、次の人は申告の必要はありません。

- ①前年中に所得がなかった人
- ②前年中の所得が給与所得だけで、勤務先から北九州市へ給与支払報告書が提出されている人
- ③前年中の所得が公的年金等だけで、源泉徴収票に記載されている控除以外に追加する控除がない人
- ④所得税の確定申告をした人

●納税の方法

個人の市民税（県民税）を納めていただくには、普通徴収と特別徴収の2つの方法があります。

■普通徴収

事業などを行っている人の場合、区役所内の市民税課又は税務課からお送りする納税通知書で納めていただきます。

令和7年度	納期	第 1 期	6月17日～ 6月30日
		第 2 期	8月17日～ 9月1日
		第 3 期	10月17日～ 10月31日
		第 4 期	翌年1月17日～ 2月2日

■給与からの特別徴収

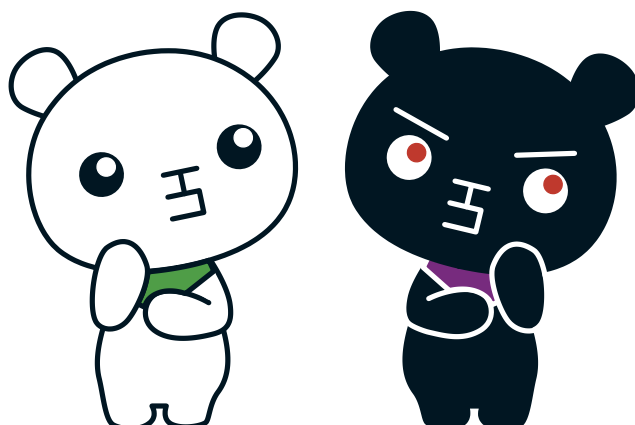
サラリーマンの場合は、給与の支払者（会社など）が市役所から通知された税額を、毎月（6月～翌年5月）の給与から引き落しして納めることになっています。

納 期	引き落した月の翌月10日まで
-----	----------------

■公的年金からの特別徴収

4月1日に65歳以上の方の場合、公的年金等の所得に係る市県民税は、年金保険者（日本年金機構等）が年金から引き落しして納めることになっています。

納 期	引き落した月の翌月10日まで
-----	----------------



Q

妻がパートで働いた場合の市県民税と所得税は…？

私の妻はパートで働いています。妻のパート収入がいくらまでなら配偶者控除、配偶者特別控除が受けられますか。また妻自身に税金がかかりますか。

A

パートやアルバイトの収入は通常給与収入として扱われます。パート等収入により市県民税、所得税がどう変わるかをまとめると、次のようになります。

なお、あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除を受けることは出来ません。

パート等収入(年収)	妻の税金		夫の税金 (受けられる場合は○)	
	令和7年度分 市県民税	令和6年分 所得税	配偶者控除	配偶者特別控除
～1,000,000円	かからない	かからない	○	
1,000,001円～1,030,000円	かかる	かからない	○	
1,030,001円～2,015,999円	かかる	かかる		○
2,016,000円～	かかる	かかる		

★法改正により令和7年中の収入については次のようになります

パート等収入(年収)	妻の税金		夫の税金 (受けられる場合は○)	
	令和8年度分 市県民税	令和7年分 所得税	配偶者控除	配偶者特別控除
～1,100,000円	かからない	かからない	○	
1,100,001円～1,230,000円	かかる	かからない	○	
1,230,001円～1,600,000円	かかる	かからない		○
1,600,001円～2,015,999円	かかる	かかる		○
2,016,000円～	かかる	かかる		

※夫が受ける配偶者控除額、配偶者特別控除額は夫の合計所得金額及び妻のパート等の収入金額によって変わります。

Q&A

Q

配偶者控除が適用されていないが…？

私は会社勤めで前年中1,500万円の給与収入がありました。妻は長年専業主婦をしており、収入はないため毎年配偶者控除を受けています。しかしながら、今年度分市県民税の課税状況を確認したところ、配偶者控除額が0円になっていました。これは何かのまちがいではないでしょうか。

A

前年中の合計所得金額が900万円(給与収入1,095万円)超の方にかかる配偶者控除については、担税力の調整の必要性の観点から、控除額が逡減し、合計所得金額が1,000万円(給与収入1,195万円)を超えると配偶者控除の適用は対象外となります。

あなたの場合、前年中の合計所得金額が1,000万円(給与収入1,195万円)を超えているため、今年度分市県民税では配偶者控除の適用はありません。

Q

退職後の市県民税は…？

私は、今年の9月に退職して今は無職です。市県民税は退職するまで毎月給料から差し引かれていました。ところが、11月に今年度分の納税通知書が送られてきました。これは何かのまちがいではないでしょうか。

A

市県民税は、前年の所得に対して課税され、サラリーマンの場合は6月から翌年の5月までの12回に分割し給与から引き落しすることになっています。

あなたの場合、まず今年度分市県民税については、退職により10月以降分が給与から天引きできなくなったので、その残額を個人で納めていただくため、あらためて納税通知書をお送りしました。

なお、1月から4月までに退職した場合、及び12月以前に退職したときでも本人が希望した場合は、最後の給与から市県民税の残りの金額を引き落しすることになっています。

次に来年のことですが、今年1月から退職された9月までの給与など今年1年間の所得に対して来年度分の市県民税が計算されます。

Q&A

Q

年途中で引越した場合の市県民税は…？

私は、今年の1月20日に北九州市から中間市へ引っ越しました。6月に北九州市から今年度分の市県民税の納税通知書が送られてきましたが、中間市に納めるのではないのでしょうか。

A

市県民税は、その年の1月1日現在に住んでいる市町村でその年度分を課税することになっています。

あなたの場合は、今年の1月1日現在の住所は北九州市ですから、その後住所の変更があっても、今年度分の市県民税は北九州市に納めていただくことになります。

Q

給与以外の所得がある場合、市県民税の申告は…？

私は、サラリーマンですが、ある雑誌に原稿を書いたところ出版社から原稿料として18万円の支払を受けました。

サラリーマンの場合、所得税では給与以外の所得が20万円以下であれば申告不要と聞いていますが、市県民税の場合はどうでしょうか。

A

所得税の場合、原稿料や外交員報酬については、①支払の際に支払額の10%（高額の場合は20%）を源泉徴収し、②確定申告の際に給与所得と合算して税額を計算し直すことになっています。

ただし、年間の給与支払額が2,000万円以下で、給与以外の所得（原稿料、外交員報酬、配当など）の年間合計額が20万円以下の人については、本人の選択により確定申告をしなくてもよいことになっています。

しかし、市県民税の場合、源泉徴収の制度はなく、所得の多少にかかわらず、すべて給与所得と合算して税額を計算することになっています。

したがって、所得税の確定申告をしなくてもよい場合でも、市県民税の申告はしなければなりません。

Q

死亡した夫に市県民税が課税されたが…？

私の夫は今年の1月下旬に死亡しましたが、夫に対する今年度分の市県民税の納税通知書が私あてに送られてきました。死亡した者に対しても課税されるのでしょうか。

A

市県民税はその年の1月1日に住んでいる人に対して課税することになっています。したがって、1月2日以降に死亡された人も課税の対象になります。この場合、財産を相続した人が納税義務を引き継ぐことになります。

Q

税務署で確定申告を行ったところ、「確定申告は不要」と言われたが…？

私は、退職後、主に公的年金収入（年間360万円）で生活していますが、公的年金以外に個人年金所得（年間15万円）があります。

税務署で確定申告を行ったところ、「確定申告は不要」と言われました。この場合、市県民税の申告は必要でしょうか。

A

所得税法の改正により、平成23年分よりその年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告書を提出する必要がなくなりました。

この改正によって、あなたの場合は、確定申告が不要になりましたが、市県民税は、申告が必要ですので、お住まいの区の区役所内にある各市税事務所市民税課又は税務課で市県民税の申告を行ってください。（所在地及び電話番号については、P.75をご参照ください。）

Q

障害者控除を受けられる人とは…？

個人の市県民税において、どのような人が障害者控除の適用を受けられるのでしょうか。

A

個人の市県民税において障害者控除の対象となるのは、前年12月31日現在において次のいずれかに当てはまる人です。

- ① 精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人
- ② 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医の判定により知的障害者とされた人
- ③ 「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けている人
- ④ 「身体障害者手帳」に身体上の障害がある旨の記載がされている人
- ⑤ 「戦傷病者手帳」の交付を受けている人
- ⑥ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人
- ⑦ 常に就床を要し、複雑な介護を要する人
- ⑧ 精神や身体に障害のある年齢65歳以上の人で、その障害の程度が上記の①、②又は④に掲げる人と同程度であるとして市町村長等の認定を受けている人

障害者控除の対象となるほとんどの人は、手帳を交付され、あるいは認定を受けていますので、税の障害者控除の認定に当たっては、その手帳や認定書で確認することになります。

Q&A

Q

市県民税が2カ所で課税されているが…？

私は小倉南区に住んでいます。昨年12月に小倉北区に新しく店を出したところ、今年の6月に小倉南区分と小倉北区分の2通の納税通知書が送られてきました。同じ北九州市内なのに市県民税が二重に課税されるのですか。

A

市県民税がかかるのは、①区内に住所がある人、②区内に住所はないが事業所・家屋敷がある人です。

①の人には均等割と所得割との合計額が、②の人には均等割のみがかかります。

したがって、あなたの場合は、小倉南区分として均等割と所得割が、小倉北区分として均等割が課税されます。

Q

要介護認定を受けた場合の障害者控除の適用の有無…？

介護保険法により要介護認定を受けた場合、個人の市県民税において、障害者控除の適用を受けることができますか。

A

個人の市県民税において障害者控除の対象となるのは、地方税法施行令第7条及び第7条の15の7に掲げられている人に限られており、その中には、介護保険法による要介護認定者は規定されていません。(前掲「Q&A 障害者控除を受けられる人とは」を参照してください。)

したがって、要介護認定を受けたからといって、直ちに障害者控除を適用されるわけではありません。

ただし、「精神や身体に障害のある年齢65歳以上の人で、その障害の程度が知的障害者や身体障害者と同程度であるとして市町村長等の認定を受けている人」については、障害者控除の対象とされていますので、認定を受ければ、障害者控除の適用を受けられます。

本市では、各区役所高齢者・障害者相談係において、障害者控除対象者認定書の発行を行っています。

詳しくは、各区役所高齢者・障害者相談係にお尋ねください。

【高齢者・障害者相談係の電話番号】

区 名	電 話	区 名	電 話
門 司 区	321-4800	八幡東区	671-4800
小倉北区	582-3430	八幡西区	645-4800
小倉南区	951-4126	戸 畑 区	881-4800
若 松 区	751-4800		

Q&A

Q

年金収入にかかる市県民税、森林環境税は…？

私は当年67歳、妻は収入がなく私の扶養となっています。現在勤めている会社からの昨年の1年間の収入は160万円で、ほかに厚生年金の収入が245万円ありました。令和7年度分の市県民税、森林環境税はどのくらいになりますか。

A

- ▼あなたの場合、まず給与収入については給与所得として105万円
 $160\text{万円(昨年1年間の給与収入額)} - 55\text{万円(給与所得控除額)} = 105\text{万円}$
 また、年金収入については雑所得として135万円
 $245\text{万円(昨年1年間の公的年金収入額)} - 110\text{万円(公的年金等控除額)} = 135\text{万円}$
 給与所得と公的年金の合計が10万円を超えていますので所得金額調整控除(P.18参照)を適用し給与所得から控除
 $105\text{万円(給与所得)} - 10\text{万円(所得金額調整控除)} = 95\text{万円}$
 したがって、所得金額の合計は230万円となります。
 $95\text{万円} + 135\text{万円} = 230\text{万円}$
- ▼一方、所得控除額(P.19～21参照)を仮に76万円とします。
 (基礎控除43万円、配偶者控除33万円の各控除額の合計額)
- ▼この結果、課税総所得金額は154万円となります。
 $230\text{万円(所得金額)} - 76\text{万円(所得控除額)} = 154\text{万円}$
- ▼これに対する均等割と森林環境税は、
 所得金額が均等割の非課税限度額(101万円以下、P.15参照)を上回っているため、市民税3,000円、県民税1,500円、森林環境税1,000円がかかります。
- ▼そして、調整控除前の所得割は、
 所得金額が所得割の非課税限度額(112万円以下、P.15参照)を上回っているため、
 調整控除前の市民税 $154\text{万円} \times 8\% = 123,200\text{円}$
 調整控除前の県民税 $154\text{万円} \times 2\% = 30,800\text{円}$
- ▼次に調整控除を求めます。
 市民税の調整控除額(P.22参照)は、
 合計課税所得金額が154万円、所得税との人的控除額の差の合計額が10万円ですから、 $100,000\text{円} \times 4\% = 4,000\text{円}$
 県民税も同様に $100,000\text{円} \times 1\% = 1,000\text{円}$
- ▼これにより調整控除後の所得割は、
 調整控除後の市民税 $123,200\text{円} - 4,000\text{円} = 119,200\text{円}$
 調整控除後の県民税 $30,800\text{円} - 1,000\text{円} = 29,800\text{円}$
 となります。
- ▼以上により市県民税、森林環境税の合計額は、
 市民税 $3,000\text{円} + 119,200\text{円} = 122,200\text{円}$
 県民税 $1,500\text{円} + 29,800\text{円} = 31,300\text{円}$
 森林環境税 1,000円となり、
 合計の年税額は154,500円となります。

Q

昨年の医療費が多い場合に税金の申告をすると…？

私は昨年入院をして、例年よりも多い医療費がかかりました。確定申告や市県民税の申告をすると、支払った医療費が戻ってくるのでしょうか。

A

確定申告や市県民税の申告によって、支払った医療費が戻ってくることはありませんが、市県民税や所得税には医療費控除という所得控除があります。

これは、昨年1年間に支払った医療費が、所得金額の5%又は10万円以上になると、税額を計算する上で有利になる制度で、昨年中に源泉徴収された所得税が戻ったり、今年度の市県民税の額が低くなったりします。(P.20参照)

ただし、もともと所得に対する税額がない場合(所得税や市県民税の所得割がかからない場合)には、医療費控除の効果はありません。

Q

市県民税の減免を受けられる人とは…？

個人の市県民税において、どのような人が減免を受けられるのでしょうか。

A

税金は、納期内に納めなければなりません生活保護を受けたり、災害にあうなど、個人の市県民税を納めることができない特別な事情がある場合は、本人からの申請により、その状況に応じて市県民税を減免する制度があります。

ただし、減免の適用条件等が、市税条例などに規定されており、減免に該当しない場合もあります。減免申請された方の個別具体の生活状況などをお聞きし、減免に該当するかどうかを判断することになりますので、事前に各市税事務所市民税課又は税務課にご相談ください。

Q

ふるさと納税の目安額は…？

ふるさと納税をしたいと思います。全額(2,000円を除く)控除されるふるさと納税額の目安を知りたいのですが。

A

個人市県民税における寄附金税額控除のうち、都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)については、通常の控除金額に上乗せして、さらに特例控除が加算されます。計算方法についてはP.23をご参照ください。

また、北九州市ホームページ内で試算できますのでご利用ください。

(注) 試算の際は、年間収入額や控除内容が分かるものをご準備のうえ、ご利用ください。



試算ページへはこちらから▶

Q&A

Q

令和3年度以降、給与収入と 公的年金収入がある人の税額は…？

私は給与と公的年金の収入があり、令和3年度から控除額がそれぞれ10万円減ると聞いたのですが、市県民税は上がるのでしょうか。

A

給与収入と公的年金収入の控除額がそれぞれ10万円減るため、給与と公的年金収入がある方は例年に比べ所得が最高20万円増加することとなります。ただし、基礎控除が10万円増え、また、所得金額調整控除（給与と公的年金がある方の控除）が創設されたことにより給与所得から最高10万円が控除されます。結果、多くの方は課税総所得金額が例年と同額になり、市県民税が上がることはありません。

※給与所得控除と公的年金控除額が全体的に見直されておりますので、P.17をご参照ください。

Q

未婚のひとり親の控除は…？

私は未婚で子がいます。何か控除の適用はありますか。

A

令和2年度までは未婚の方は寡婦控除の対象ではありませんでしたが、令和3年度からは未婚の方も新たに創設されたひとり親控除の対象となります。

※事実婚の場合は適用となりません。

Q&A

市民税(個人の市民税)

●市民税(県民税)の計算例

市民税(県民税)の計算例



- 職 業…会社員
- 家 族 構 成…夫婦と子ども2人
(17歳と15歳、妻子は所得なし)
- 前 年 の 収 入…給与収入 4,224,000円
- 前年に支払った…給与から天引き 259,600円
- 社 会 保 険 料…された保険料
- 生 命 保 険 料… // 120,000円
(旧契約 H20年1月に契約した一般生命保険の場合)

所得	所得金額	給 与	4,224,000円①	給与所得金額=給与-給与所得控除額
		給与所得控除額	1,284,800円②	4,224,000円×20%+44万円(P.17の表による)
		給与所得金額	2,939,200円③	①-②
	所得控除額	社会保険料控除	259,600円④	P.19~P.21の表による ※平成24年度より16歳未満の扶養親族に係る扶養控除が廃止されたため15歳の子どもの扶養控除はありません。
		生命保険料控除	35,000円⑤	
		配偶者控除	330,000円⑥	
		扶養控除	330,000円⑦	
		基礎控除	430,000円⑧	
		控除額計	1,384,600円⑨	④+⑤+⑥+⑦+⑧
	課税総所得金額		1,554,000円⑩	③-⑨ ※1,000円未満の端数は切り捨て
	調整控除前の所得割額	市 民 税	124,320円⑪	⑩×P.22の税率
		県 民 税	31,080円⑫	1,554,000円×2%
調整	調整控除額	市 民 税	6,000円⑬	所得税との人的控除の差の合計(P.22の表による) (基礎控除 50,000円+配偶者控除 50,000円+扶養控除 50,000円)×4%=6,000円⑬
		県 民 税	1,500円⑭	(基礎控除 50,000円+配偶者控除 50,000円+扶養控除 50,000円)×1%=1,500円⑭
	所得割額	市 民 税	118,300円⑮	124,320円⑪-6,000円⑬
		県 民 税	29,500円⑯	31,080円⑫-1,500円⑭ } ※100円未満の端数は切り捨て
均等割	市 民 税	3,000円⑰	P.15による	
	県 民 税	1,500円⑱		
合計税額	市 民 税	121,300円⑲	118,300円⑮+3,000円⑰	
	県 民 税	31,000円⑳	29,500円⑯+1,500円⑱	
	合 計	152,300円	⑲+⑳	

注 意

- 均等割が課税される人は、森林環境税(国税)の1,000円が加算されます。
- 北九州太郎さんの場合は、給与所得者ですので特別徴収により6月から翌年5月まで12回に分けて給与から天引きされます。

市民税（個人の市民税）

●市民税（県民税）の計算例

あなたの市民税（県民税）を計算してみませんか。

所得金額	公的年金等所得	円① =アーイ	公的年金等収入 公的年金等控除(ア)× %+ 万円=	円 ア 円 イ
	給 与 所 得	円② =ウーエーオーカ	給与収入 給与所得控除(ウ)× %+ 万円=	円 ウ 円 エ
			※P.17の表による	
			所得金額調整控除 ※P.18の1該当の場合 (ウ)－850万円×10%=	円 オ
	()所得	円③ =キーク	()収入 必要経費	円 カ 円 キ 円 ク
	()所得	円④ =ケーコ	()収入 必要経費	円 ケ 円 コ
	所 得 金 額	円⑤	①+②+③+④+⑤	
	社会保険料控除	円⑥	※P.19～P.21の表による	
	生命保険料控除	円⑦		
	配 偶 者 控 除	円⑧		
	配偶者特別控除	円⑨		
	扶 養 控 除	円⑩		
	基 礎 控 除	円⑪		
	()控除	円⑫		
所得控除額	()控除	円⑬		
	控 除 額 計	円⑭	⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬	
	課税総所得金額	円⑮	⑤－⑭ ※1,000円未満の端数は切り捨て	
	調整控除前の所得割額			
	市 民 税	円⑯	※P.22の税率による 円×8%	
	県 民 税	円⑰	円×2%	
	調整控除額			
	市 民 税	円⑱	所得税との人的控除の差の合計 (P.22の表による)	⑱
	県 民 税	円⑲		⑲
	所得割額			
均等割	市 民 税	円⑳	円⑯－ 円⑱	※100円未満の 端数は切り捨て
	県 民 税	円㉑	円⑰－ 円⑲	
合計税額	市 民 税	円㉒	P.15による	
	県 民 税	円㉓		
	市 民 税	円㉔	円㉒+ 円㉓	
	県 民 税	円㉕	円㉑+ 円㉓	
	合 計		㉔+ ㉕	

注 意

・均等割(上記㉒㉓)が課税される人は、森林環境税(国税)の1,000円が加算されます。

試算の際は、年間収入額や控除内容が分かるものをご準備のうえ、ご利用ください。試算はこちらから▶



法人の市民税

納税義務者

法人の市民税を納めるのは、次のとおりです。

納 税 義 務 者	納めるべき税額
区内に事務所・事業所のある法人 ※収益事業を行う公益法人等又は人格のない社団等を含む	均等割額+法人税割額
区内に事務所・事業所はないが、寮などのある法人	均等割額
区内に事務所・事業所を有する法人課税信託の引受けを行うもの	法人税割額

申告と納税

それぞれの法人が定める事業年度終了後一定期間内に税額を申告するとともに、その税額を納めることになっています。

次表の申告期限内に課税第一課(市庁舎6階)への持参・郵送、または、eLTAXによる電子申告により申告して下さい。

事業年度	区分	申告期限及び納付税額
6か月	確定申告	申告期限…事業年度終了の日の翌日から原則として2か月以内 納付税額…均等割額と法人税割額の合計額
1 年	中間申告 (予定申告)	申告期限…事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内 納付税額…次の①又は②の額 ① 予定申告 均等割額と前事業年度の法人税割額に6を乗じた後で前事業年度の月数で除した額との合計額 ② 中間申告 均等割額とその事業年度開始の日以後6か月の期間を1事業年度とみなして計算した法人税額を課税標準として計算した法人税割額の合計額
	確定申告	申告期限…事業年度終了の日の翌日から原則として2か月以内 納付税額…均等割額と法人税割額の合計額 ただし、中間申告(予定申告)を行った税額がある場合には、その税額を差し引きます。

- 市内の2以上の区に事務所・事業所等がある場合には、主たる事務所・事業所のある区を指定区として、他の区の方と合わせて申告して下さい。
- 下記の法人については、令和2年4月1日以降開始の事業年度から、電子申告が義務化されています。
 - (1)国内法人で、その事業年度開始時の資本金(出資金)の額が1億円を超える法人
 - (2)相互会社、投資法人及び特定目的会社

税額の計算方法

◎資本金等の額とは

法人税法上の資本金等の額に「無償増資額」を加算し、「無償減資等による欠損填補額」を減算した額となります。

◎税率区分の基準について

「資本金等の額」と「資本金と資本準備金の合算額」又は「出資金の額」と比較して大きい方の額が基準となります。

●均等割

$$\text{均等割の額} = \frac{\text{区内に事務所・事業所などのあった月数}}{12} \times \text{税率}$$

区 分		税 率
資 本 金 等 の 額	従業者数	
50億円を超える法人	50人超	3,600,000円
	50人以下	492,000円
10億円を超え50億円以下である法人	50人超	2,100,000円
	50人以下	492,000円
1億円を超え10億円以下である法人	50人超	480,000円
	50人以下	192,000円
1千万円を超え1億円以下である法人	50人超	180,000円
	50人以下	156,000円
1千万円以下の法人	50人超	144,000円
	50人以下	60,000円
上記以外の法人等		60,000円

- 従業者数とは、区内にある事務所・事業所などの従業者数の合計です。
- 市内の2以上の区に事務所・事業所などがある場合の均等割は、区毎に算出した均等割の合計額となります。

●法人税割

$$\text{法人税割の額} = \text{課税標準となる法人税額} \times \text{税率}$$

※2以上の市町村において事務所等を有する法人については、課税標準となる法人税額を分割の基準となる従業者数で按分して計算します。

区 分	税 率	
	平成26年10月1日以後 令和元年9月30日までに 開始する事業年度	令和元年10月1日以後に 開始する事業年度
資本金等の額が1億円以下の法人又は資本金の額もしくは出資金の額を有しない法人（法人税法に規定する受託法人及び保険業法に規定する相互会社を除く。）であって、かつ、法人税割の課税標準（2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人の場合、分割前の課税標準）となる法人税額が年1,000万円以下である法人	9.7%	6.0%
上記以外の法人	11.9%	8.2%

固定資産税

固定資産税は、土地、家屋及び償却資産（事業用の機械や設備など）の資産価値に応じてかかる税です。

納税義務者

固定資産税を納める人は、1月1日現在、市内に土地・家屋・償却資産を所有している人です。

所有している人とは、

土地については、登記簿又は土地補充課税台帳に、
家屋については、登記簿又は家屋補充課税台帳に、
償却資産については、償却資産課税台帳に、
それぞれ登記又は登録されている人をいいます。

税額の計算方法

課税標準額×税率(1.4%)

●課税標準額

課税標準額は、原則として1月1日現在の固定資産の評価額です。
固定資産の評価額は、総務大臣が定める固定資産評価基準に基づき評価を行い、決定します。

土地・家屋については、基準年度(3年ごと)に評価替えが行われます。
令和6年度が評価替えの年です。このとき決められた評価額は、地目の変換、土地の分合筆、家屋の増改築などがあった場合を除き、3年間据え置かれます。

しかし、土地については、令和7年度及び令和8年度において、地価の下落が認められる地域については、評価額の修正を行います。

償却資産については、毎年個々の資産の取得価額をもとに減価償却を行って決められます。

注意

なお、土地・家屋に対する特例措置についてはP.40からP.42をご覧ください。

●免税点

同一区内に所有しているそれぞれの資産ごとの課税標準額の合計が、次の額未満の場合は、固定資産税がかかりません。

- 土地.....30万円
- 家屋.....20万円
- 償却資産.....150万円

●土地に対する特例措置

■住宅用地に対する課税標準の特例

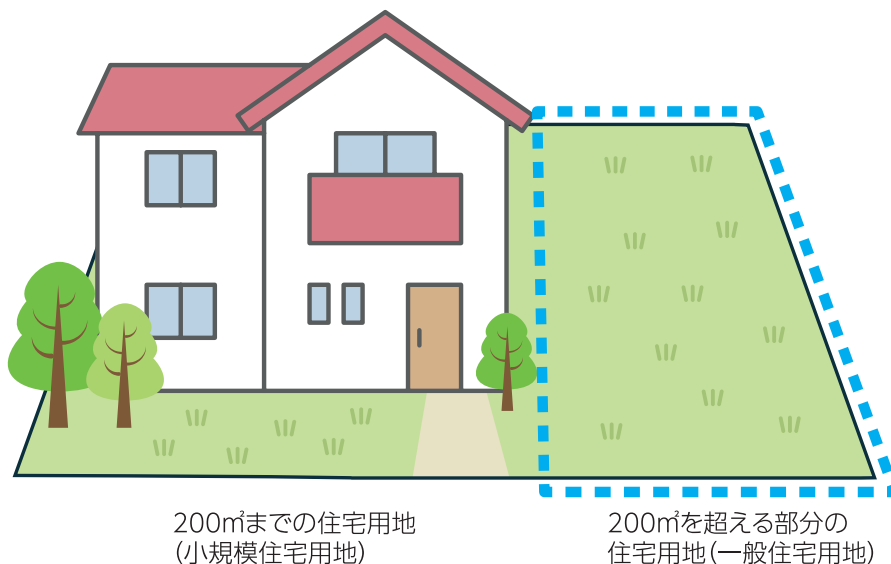
住宅用地とは、1月1日現在、次のような住宅が建っている敷地をいいます。

- ① 専用住宅
- ② 店舗兼住宅などの併用住宅で居住部分の床面積の割合が25%以上の家屋（居住割合によっては、対象面積が異なる場合があります。）
- ③ アパート・マンションなどの共同住宅

なお、1月1日現在、住宅を建築中であっても、建替え住宅の場合は、一定の条件を満たせば該当します。

住宅用地は「小規模住宅用地」と「一般住宅用地」に分けられ、課税標準額が次のように軽減されます。

- 小規模住宅用地（住宅1戸当たり200㎡までの部分） 評価額×1／6
- 一般住宅用地（住宅1戸当たり200㎡を超える部分で
家屋の床面積の10倍まで） 評価額×1／3



住宅用地の申告

住宅用地の認定のため、次のような場合には、土地の所有者は申告が必要です。（書類の提出が必要な場合もあります。まずは、電話でご連絡ください。）

- 1 住宅を新築・増改築した場合
- 2 住宅の建て替え又は取り壊しをした場合
- 3 家屋の用途を変更した場合（店舗から住居に、住居から店舗になど）
- 4 住宅用地の一部を住宅の敷地以外の目的で使用する場合
（有料駐車場にする場合など）
- 5 震災、風水害、火災、その他の災害により住宅が滅失・損壊した場合

《申告期限》 1月31日

《申告先》 土地の所在する区を所管する市税事務所固定資産税課

■市街化区域農地に対する課税標準の特例

市街化区域内の農地については、課税標準額が評価額の1／3に軽減されます。

■負担水準の均衡化を重視した調整措置

課税の公平の観点から、地域や土地によりばらつきのある負担水準を均衡化させることを基本的な考え方として、負担水準の高い土地は税負担を抑制し、負担水準の低い土地は税負担を上昇させることによって負担水準のばらつきの幅を狭めていくこととします。

なお、負担水準とは、今年度の評価額（住宅用地及び市街化区域農地については課税標準の特例措置後の額）に対する前年度の課税標準額の割合です。

今年度の課税標準額の算出方法

① 住宅用地

負担水準	今年度の課税標準額
1.0以上	今年度の住宅用地の特例措置後の額
1.0未満	前年度の課税標準額+ (今年度の住宅用地の特例措置後の額×0.05)=(A) ※ただし、(A)が今年度の住宅用地の特例措置後の額×0.2を下回る場合は、今年度の住宅用地の特例措置後の額×0.2
ア 負担水準が1.0以上の土地の場合、今年度の住宅用地の特例措置後の額とします。 イ 負担水準が1.0未満の土地の場合、(A)で算出した額が、今年度の住宅用地の特例措置後の額を上回る場合は、今年度の課税標準額=今年度の住宅用地の特例措置後の額となります。	

注:住宅用地の特例措置後の額については、前頁「住宅用地に対する課税標準の特例」をご覧ください。

② 商業地等(住宅用地以外の宅地及び宅地比準土地)

負担水準	今年度の課税標準額
0.7超	今年度の評価額×0.7
0.6以上0.7以下	前年度の課税標準額
0.6未満	前年度の課税標準額+(今年度の評価額×0.05)=(A) ※ただし、(A)が今年度の評価額×0.6を上回る場合は、 今年度の評価額×0.6 また、(A)が今年度の評価額×0.2を下回る場合は、 今年度の評価額×0.2
ア 負担水準が0.7を超える土地の場合、今年度の評価額に0.7を乗じて得られた額を課税標準額とします。つまり、今年度の評価額の70%の額まで引下げとなります。 イ 負担水準が0.6以上0.7以下の土地の場合、今年度の課税評価額は前年度の課税標準額を据え置きます。	

注:宅地比準土地とは、宅地以外の土地で宅地に比準して価格が決定された土地です。

③ 農地

負担水準	負担調整率	今年度の課税標準額
0.9以上	1.025	次の①、②のうちいずれか小さい額 ①今年度の評価額 (市街化区域農地については、特例措置後の額) ②前年度の課税評価額×負担調整率
0.8以上0.9未満	1.05	
0.7以上0.8未満	1.075	
0.7未満	1.1	

注:市街化区域農地の特例措置後の額については、前頁「市街化区域農地に対する課税標準の特例」をご覧ください。

④ その他の土地(一般山林等)

負担水準	今年度の課税標準額
1.0以上	今年度の評価額
1.0未満	次の①、②のうちいずれか小さい額 ①今年度の評価額 ②前年度の課税評価額+(今年度の評価額×0.05)=(A) ※ただし、(A)が今年度の評価額×0.2を下回る場合は、 今年度の評価額×0.2

●家屋に対する特例措置

①新築住宅…新築後一定期間、固定資産税が減額されます。

家屋の種類	減額内容	適用期間	適用要件
一般住宅	120㎡までの 固定資産税の 1/2を減額	新築後3年間 (3階建以上の中 高層耐火住宅等は 5年間)	●居住部分床面積が1戸当り50㎡ (1戸建以外の貸家住宅は40㎡) 以上280㎡以下の場合。 ●併用住宅は、住宅部分の割合が 2分の1以上の場合。
認定長期 優良住宅		新築後5年間 (3階建以上の中 高層耐火住宅等は 7年間)	

②改修工事を行った既存住宅…下記改修工事を行った場合で、 工事完了後3か月以内に申告があれば、固定資産税が減額されます。

改修内容	減額内容	適用期間	適用要件
耐震改修	120㎡までの 固定資産税の 1/2を減額 (※)	改修工事が 完了した 翌年度 1年間	昭和57年1月1日以前に建築された住宅 で、1戸当たり50万円を超える耐震改修 工事を施したもの。
バリアフリー 改修	100㎡までの 固定資産税の 1/3を減額		新築した日から10年以上を経過し65歳 以上の者などが居住する賃貸住宅以外 の住宅について、補助金を除く自己負担 額が1戸当たり50万円を超えるバリア フリー改修工事を施したもので、改修後 の住宅床面積が50㎡以上280㎡以下 であるもの。
省エネ改修	120㎡までの 固定資産税の 1/3を減額 (※)		平成26年4月1日以前に建築された賃貸 住宅以外の住宅について、補助金を除く 自己負担額が1戸当たり原則60万円 を超える断熱防止改修等工事を施したも ので、改修後の住宅床面積が50㎡以上 280㎡以下であるもの。
マンション 長寿命化 大規模修繕	100㎡までの 固定資産税の 1/3を減額		北九州市(住まい支援室)から管理計画の 認定を受けた、または指導・助言を受けて 長期修繕計画の見直し等を行い、長期修 繕計画が一定の基準に適合することにな った区分所有のマンションで、長寿命化 工事を完了した下記に該当するもの。 ○築後20年以上経過している10戸以 上のマンションであること ○長寿命化工事を過去に1回以上適切 に実施していること ○長寿命化工事の実施に必要な修繕 積立金を確保していること

※耐震改修または省エネ改修を行った家屋が長期優良住宅の認定を受けた場合、減額内容が拡充されます。

- 償却資産の申告
- 納税の方法
- 固定資産税の縦覧制度
- 審査の申出

償却資産の申告

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の償却資産の状況を、1月31日までにその資産が所在する区ごとに財政・変革局税務部固定資産税課(市役所6階)に申告しなければなりません。

なお、本市の場合、事務の整理上1月20日頃までに申告をお願いしています。

納税の方法

本市からお送りする納税通知書で納めていただきます。

令和7年度

納 期	第 1 期	4月17日 ~ 4月30日
	第 2 期	7月17日 ~ 7月31日
	第 3 期	12月17日 ~ 1月5日
	第 4 期	翌年2月17日 ~ 3月2日

固定資産税の縦覧制度など

●固定資産税の縦覧制度

固定資産税の縦覧制度は、納税者のみなさんが他の資産(土地・家屋)の価格との比較を通じて自己の資産の価格が適正であることを確認できるようにするための制度です。縦覧制度の概要は次のとおりです。

■縦覧できる方

各区の区域内に所在する土地又は家屋に対して課税する固定資産税の納税者。

■縦覧に供するもの

土地については「土地価格等縦覧帳簿」、家屋については「家屋価格等縦覧帳簿」。それぞれの縦覧帳簿に記載されている内容は下表のとおりです。

区 分	記載内容(縦覧できる事項)
土地価格等縦覧帳簿	所在、地番、課税地目、課税地積、価格など
家屋価格等縦覧帳簿	所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格など

■縦覧期間

毎年4月1日から第1期の納期限の日までです。(土曜日、日曜日及び休日 は除きます。)

■その他

- ① 縦覧にかかる手数料は無料です。
- ② 固定資産税の納税義務者については、縦覧期間中に課税台帳の閲覧を無料で行うことができます。
- ③ 申請には、申請者のマイナンバーカードや運転免許証など、顔写真付公的証明書の提示が必要です。

●審査の申出

固定資産税の価格に不服がある場合には、納税通知書の交付を受けた日後3か月以内に、北九州市固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。

ただし、基準年度以外の年度では、土地については地目の変換、地価の下落等があった場合、家屋については新築・増築等があった場合に限り、審査の申出ができます。

都市計画税

都市計画税は、都市計画事業や土地区画整理事業の費用にあてるために設けられた目的税で、固定資産のうち、市街化区域内の土地、家屋にかかる税です。

納税義務者

都市計画税を納める人は、1月1日現在、市内の市街化区域内に土地・家屋を所有している人です。

なお、固定資産税が免税点(P.39参照)未満の場合は、都市計画税もかかりません。

税額の計算方法

課税標準額×税率(0.3%)

なお、土地に対する特例措置(P.40、P.41参照)については、固定資産税の場合と同様、都市計画税にも適用されます。ただし、次のことがらについては、固定資産税と異なります。

●住宅用地及び市街化区域農地に対する課税標準の特例

- 小規模住宅用地(住宅1戸当たり200㎡までの部分)・・・評価額× $\frac{1}{3}$
- 一般住宅用地(住宅1戸当たり200㎡を超える部分で
家屋の床面積の10倍まで)・・・評価額× $\frac{2}{3}$
- 市街化区域農地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・評価額× $\frac{2}{3}$

納税の方法

固定資産税とあわせて税額を通知しますので、その納税通知書で納めていただきます。

税収及びその用途

令和5年度決算では、約126億円の税収があり、街路事業、都市公園整備、市街地再開発、土地区画整理事業などのさまざまな都市計画事業にあてられました。本市の市税収入全体の約7%(税目別では市民税、固定資産税に次ぐ3番目)を占める都市計画税は本市の街づくりの貴重な財源となっています。



Q

住宅を建替え中の土地の税金は……？

私は、昨年12月に古くなった家を取りこわし、今年の2月に着工しました。ところが、今年の土地の税金が昨年よりも急に高くなっています。なぜですか。

A

住宅が建っている土地（住宅用地）の固定資産税と都市計画税は、課税標準額が次のように軽減されます。

ア 固定資産税

・小規模住宅用地（住宅1戸当たり200㎡までの部分） 評価額×1/6

・一般住宅用地

（住宅1戸当たり200㎡を超える部分で家屋の床面積の10倍まで） 評価額×1/3

イ 都市計画税

・小規模住宅用地（住宅1戸当たり200㎡までの部分） 評価額×1/3

・一般住宅用地

（住宅1戸当たり200㎡を超える部分で家屋の床面積の10倍まで） 評価額×2/3

1月1日に住宅が建っていない土地や住宅を建築中の土地には、原則としてこの軽減措置がありません。

ただし、1月1日現在に住宅を建替え中の宅地で、一定の条件に該当するものは、この軽減措置が適用される場合があります。

詳しくは各市税事務所固定資産税課にご相談ください。

Q

同じ面積の宅地なのに税額が違うのは……？

私は、友人と、隣接している宅地を購入しました。面積は同じですが、私の土地は角地になっています。私の土地の税額と友人の土地の税額を比べてみると、私の方が高くなっています。まちがいはありませんか。

A

土地にかかる固定資産税・都市計画税の税額は、その土地の評価額にもとづいて計算します。

評価額は、国の定める基準に基づき、その土地の位置、形状、道路の状況や面積などにより決定します。

あなたの土地の場合、お友だちの土地と位置、面積が同じですが、角地になっているため、お友だちの土地よりも利用価値があります。

したがって、あなたの土地の評価額はお友だちの土地に比べて高くなり、税額も高くなるのです。

Q&A

Q

昨年売った土地・家屋の税金の納税通知書が来たが…？

私は、昨年12月に土地つきの家を売り、今年1月中旬に移転登記を済ませました。ところが、4月に今年度の土地・家屋の税金の納税通知書が私あてに送られてきました。土地・家屋の所有権は買主に移転しているのになぜですか。

A

土地・家屋の固定資産税・都市計画税は、その年の1月1日現在、登記簿に所有者として登記されている人が納税義務者になります。

ご質問の場合、今年の1月1日現在の登記簿に所有者としてあなたの名義で登記されていますので、すでに売却済みの土地・家屋であっても、今年度分の固定資産税・都市計画税はあなたに納めていただくことになります。

Q

登記簿上の所有者が死亡した場合の土地・家屋の税金は…？

私の父は、昨年12月に死亡しましたが、父名義の土地・家屋にかかる今年度分以降の税金はどうなるのでしょうか。

なお、相続人は、母と子供2人の計3人です。

A

土地・家屋の登記簿上の所有者が死亡した場合、相続登記の手続きをしていただくこととなりますが、賦課期日(その年の1月1日)において、死亡した方が所有者として登記されている場合、固定資産税・都市計画税は、賦課期日において現にその資産を所有している人に納めていただくことになります。

したがって、あなたの場合、相続登記がなされるまでは法定相続人3人の共有財産ということになり、税金は3人で連帯して納めていただくことになります。

※相続登記の申請義務化が令和6年4月1日に施行されました。相続(遺言も含みます。)によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととされました。また、遺産分割の話し合いがまとまった場合には、不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内に、その内容を踏まえた登記を申請しなければならないこととされました。いずれも、正当な理由がないのに義務に違反した場合、10万円以下の過料の適用対象となります。

注意

固定資産課税台帳に所有者として登録されている人が死亡した場合、「固定資産税(土地・家屋)納税義務者代表者届(兼現所有者申告書)」を、資産のある区を所管する市税事務所固定資産税課に提出していただくようお願いしています。届出用紙は、各市税事務所固定資産税課に連絡していただければお送りします。

Q

分譲マンションの敷地の課税は…？

私は、昨年12月に分譲マンションを購入しましたが、敷地に対する土地の税金はどのように課税されるのですか。

A

分譲マンションの敷地に対する固定資産税・都市計画税は、昭和58年度まで、その敷地の共有者全員が、全体の税額について連帯納税義務を負うことになっていたため、代表者に納税通知書をお送りしていました。

しかし、昭和59年度から、一定の要件を満たしている場合には連帯納税義務がなくなり、全体の税額を敷地の持分割合によって按分し、共有者各人に納税通知書をお送りすることになっています。

一定の要件とは、次の2つのことをいいます。

- ① 分譲マンションの敷地が、そのマンションの所有者全員によって共有されていること。
- ② 分譲マンションの敷地の持分割合と、そのマンションの専有部分の床面積割合が一致すること。

なお、②に該当しない場合でも、①の要件を満たしていれば、敷地の共有者全員の合意によりその土地の所在する区を所管する市税事務所固定資産税課に申し出ることによって、この適用を受けることができます。

Q

家屋の税金が急に上がったが…？

私は、令和3年の12月に住宅を新築しました。今年の4月に送られて来た納税通知書を見ると、家屋の税金が倍近くになっています。まちがいではないでしょうか。

A

あなたの住宅に対する固定資産税は、120㎡までに相当する税額が、3年間（地上3階建以上の準耐火構造住宅及び耐火構造住宅は5年間）に限り1/2に減額されていましたが、新築後3年間経過したのでこの軽減措置がなくなったのです。

詳しくはP.42をご覧ください。

Q

家が古くなったのに、なぜ税金が下がらないの…？

私は28年前に家を建てました。相当古くなったのに、なぜ税金が下がらないのですか。

A

固定資産税・都市計画税の税額の算出の基礎となる家屋の評価は、国の定める基準に基づき、3年に一度、評価替えを行います。

この評価替えでは、建築物価水準の変動により改正された新しい評価基準によって評価し、経過年数に応じた損耗を考慮して減価を行います。

これによれば、建築後からの評価基準の上昇が、家が古くなることによる減価を上回った場合は、新しい評価額は上昇することとなり、逆に下回った場合は、新しい評価額は減価することとなります。

ただし、年の経過と共に傷んでいく家屋について、税負担を増すことは、納税者の理解を得にくいことから、税制度上、前年度の評価額を上回った場合は、前年度の評価額に据置くこととされています。

あなたの家の場合、28年前の建築時からの評価基準の上昇が、建築後28年経過したことに対する減価を上回っているため、評価額が下がらず、税金も下がらないのです。

Q

償却資産とは…？

私は、商店経営を始めたのですが、償却資産の申告書が送られてきました。土地や家屋のほかに固定資産税の対象になるものと聞きましたが、具体的には、どのようなものですか。

A

会社や個人で事業を営んでいる方が、その事業のために用いることができる機械、器具、備品等の事業用資産をいいます。

償却資産を具体的に例示しますと、

- 事務所では、応接セット、パソコン、複写機、事務機器など。
 - 鮮魚店では、冷蔵庫、冷凍庫、デジタルハカリなど。
 - 理容、美容業では、理容・美容椅子、洗面設備、サインポールなど。
 - ガソリンスタンドでは、ガソリン計量機、洗車機、独立キャノピーなど。
 - 飲食店では、カラオケ、ガスレンジ、厨房用品、ネオンサインなど。
 - 不動産賃貸業では、外構、屋外給排水設備、駐車場の舗装などです。
- ただし、次のものは課税対象ではありません。

○耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の償却資産で、その取得に要した経費の全部が一時に損金又は必要な経費に算入されるもの

○取得価額が20万円未満の償却資産で一括償却を行うもの

○ファイナンス・リース取引に係るリース資産で取得価額が20万円未満のもの

Q

貸しビルに賃借人が取り付け付帯設備の納税義務者は…？

私は、賃貸ビルに入居し、飲食店を始めました。入居時に、内装工事、電気設備工事、給排水衛生設備などの付帯設備の取り付け工事をしました。この付帯設備の納税義務者はだれになるのですか。

A

本市では賃借人(テナント入居者)が自己の費用で施工した内装、造作及び建築設備などの資産については、賃借人(テナント入居者)が償却資産として申告する取扱いをしています。

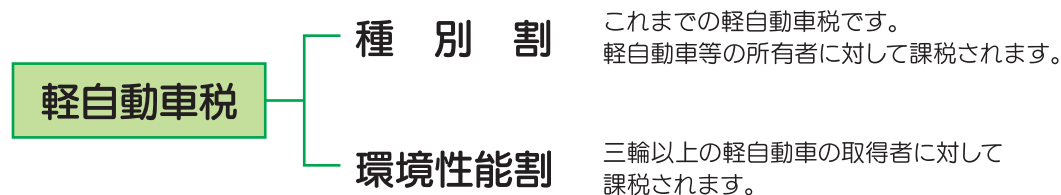
つまり、賃借人(テナント入居者)が施工した内装などの資産を事業の用に供しているときは、賃借人(テナント入居者)がその資産の所有者として固定資産税の納税義務者となります。

種別割

- 納税義務者
- 納税の方法
- 名義変更等の手続き及び税の申告

軽自動車税

軽自動車税は、以下の二つで構成されます。



種別割

軽自動車税(種別割)は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車(これらを総称して「軽自動車等」といいます。)にかかる税です。

納税義務者

軽自動車税(種別割)を納める人は、4月1日現在の軽自動車等の所有者です。割賦(所有権留保付)販売の場合は、買主が所有者とみなされます。

4月2日以降に譲渡や廃車などをしても、その年度分の税金は全額納めていただくことになります。

納税の方法

財政・変革局課税第二課からお送りする納税通知書で納めていただきます。

納期	令和7年度は 5月1日～6月2日
----	------------------

注意

フォークリフトなどのように工場の構内のみで使用するものや、自宅の敷地内のみで使用するコンバインなど、公道を走行しない軽自動車等も課税の対象になります。

名義変更等の手続き及び税の申告

軽自動車等を取得したときや廃車や売却したときなどは、次のところで手続きをおとりください。

車種	手続き先
原動機付自転車 小型特殊自動車	北九州市の市税事務所市民税課又は 税務課、出張所、財政・変革局課税第二課 ※所在地及び電話番号はP75、P76をご覧ください。
軽自動車 (四輪以上及び三輪のもの)	軽自動車検査協会 福岡主管事務所 北九州支所 TEL.050-3816-1751 北九州市小倉南区沼南町3-19-1 (福岡県外の協会で行ったときは、別途本市に税の申告をしていただく必要があります。)
軽自動車 (二輪のもので総排気量が125ccを 超え250cc以下のもの) 二輪の小型自動車 (総排気量が250ccを超えるもの)	九州運輸局 福岡運輸支局 北九州自動車検査登録事務所 TEL.050-5540-2079 北九州市小倉南区新曽根4-1 (福岡県外の運輸局で行ったときは、別途本市に税の申告をしていただく必要があります。)

※本市への税の申告は、取得したときや所有者又は使用者の住所が変わったときなどは15日以内に、廃車や売却などをしたときは30日以内にしてください。

税 率

【原動機付自転車及び二輪車等】

車 種			税率(年額)
原動機付自転車	一般原動機付自転車	総排気量が50cc以下のもの 又は電動バイクで定格出力が0.6kW以下のもの	2,000円
		総排気量が125cc以下かつ最高出力4.0kW以下のもの	
		総排気量が50ccを超え90cc以下のもの 又は電動バイクで定格出力が0.6kWを超え、0.8kW以下のもの	2,000円
		総排気量が90ccを超え125cc以下のもの 又は電動バイクで定格出力が0.8kWを超え、1.0kW以下のもの	2,400円
		ミニカー(※)	3,700円
	特定小型原動機付自転車	定格出力が0.6kW以下のもので、長さ1.9m以下、幅0.6m以下、最高速度が20km毎時以下のもの	2,000円
軽 自 動 車		二輪のもので総排気量が125ccを超え250cc以下のもの (ボートトレーラー等の二輪の被けん引車を含む)	3,600円
二輪の小型自動車		総排気量が250ccを超えるもの	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用(コンバインなどで乗用装置のあるもの)		2,400円
	その他のもの(フォークリフト、ショベルローダーなど)		5,900円

※ミニカーとは、三輪以上で総排気量が20ccを超え50cc以下のもの又は0.25kWを超え0.6kW以下のもののうち、輪距が50cmを超えるもの、又は車室を備えるものをいいます。ただし、車室の側面が構造上開放されていて、かつ、輪距が50cm以下の三輪(屋根付三輪)は除きます。

【四輪以上及び三輪の軽自動車】

車 種				税率(年額)		
				①旧税率 (平成27年3月31日以前に 最初の新規検査を受けた車両)	②新税率 (平成27年4月1日以後に 最初の新規検査を受けた車両)	③重課税率 (最初の新規検査から13年を 経過した車両) (※2)
軽自動車	三輪のもの			3,100円	3,900円	4,600円
	四輪以上のもの	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
			自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
			自家用	4,000円	5,000円	6,000円

平成27年3月31日以前に最初の新規検査(新規新車登録)を受けた車両は①の旧税率が適用されます。

平成27年4月1日以後に最初の新規検査(新規新車登録)を受けた車両は②の新税率が適用されます。

賦課期日(4月1日)現在、最初の新規検査年月(※注1)から13年を経過した車両は、③の重課税率が適用されます。

(注1)「最初の新規検査年月」とは、自動車検査証に記載されている初度検査年月です。

(注2)電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車並びに被けん引車は除きます。

●グリーン化特例(軽減税率)について

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに最初の新規検査を受けた(初めて車両番号の指定を受けた)四輪以上及び三輪の軽自動車で、一定の環境性能を有するものについては、令和7年度分の軽自動車税(種別割)に限り軽減税率が適用されます。

軽自動車税

種別割
●税率

環境性能割

納税義務者

環境性能割を納める人は、市内に主たる定置場のある軽自動車(特殊自動車・二輪車を除く)の取得者です。軽自動車の取得時(購入時)に課税されます。

税率

通常の取得価額に、下記の税率をかけます。
適用される税率区分は、燃費基準値達成度等によって決まります。
また、通常の取得価額が50万円以下のときは、課税されません。

区 分	税 率	
燃費基準の 達成度等に 応じて決定	自家用	非課税、1%、2%、3% (当分の間2%を上限とする)
	営業用	非課税、0.5%、1%、2%

※ 環境性能割については、新車・中古車を問わず対象です。

納税の方法

軽自動車の届出をするときに、納税者が自分で税額を計算して申告書を提出し、納めることになります(申告納付)。

注 意

環境性能割は北九州市の税金ですが、実際の賦課徴収等は、当分の間、福岡県が行います。
(市役所または区役所・出張所では、お手続きできません。)

Q

軽自動車やバイクを人に譲った場合は…？

6月に遠隔地へ転勤することになりましたので、持っている軽自動車(四輪乗用)とバイク(50cc)を友人に譲ることにしました。

この場合、既に支払済の税金はどうなりますか。また、名義変更の手続きはどうすればよいのですか。

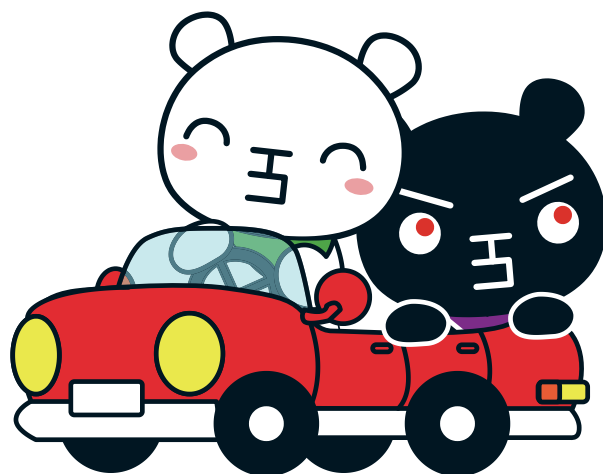
A

軽自動車税(種別割)は、軽自動車やバイクを4月1日現在で所有する人に課税されます。

したがって、6月に友人へ譲っても、4月1日現在はあなたが所有していたのですから、今年度の税金は全額あなたが負担することになります。また、税金の還付などはありません。

※人に譲ったときのほか、盗難にあったときや廃棄したとき等も申告が必要です。申告をしなければ、来年度以降も軽自動車税(種別割)が課税されますのでご注意ください。

※所有者の住所が変わって引き続き軽自動車等を使用するときは、新住所地での申告が必要です。申告の方法や場所は、新住所地の市区町村・軽自動車税の担当窓口へお問い合わせください。



- 納税義務者
- 税額の計算方法
- 税率
- 申告と納税

市たばこ税

市たばこ税は、たばこの製造者、卸売販売業者等が市内の小売販売業者に売り渡すたばこに対してかかる税です。



納税義務者

市たばこ税を納めるのは、たばこの製造者、輸入業者及び卸売販売業者です。

注意

なお、たばこの小売定価には、市たばこ税が含まれていますので、実際に税金を負担しているのは、たばこを買う人です。

税額の計算方法

売渡し本数×税率

税

率

千本につき6,552円

たばこ税の内訳(1,000本あたり)

たばこ税 (国税)	たばこ特別税 (国税)	道府県 たばこ税	市町村 たばこ税	計
6,802円	820円	1,070円	6,552円	15,244円

申告と納税

たばこの製造者、卸売販売業者等が毎月分の税額を計算し、翌月末日までに申告するとともに、その税額を納めることになっています。

市たばこ税の収入は、令和5年度決算で約76億円で、市税収入の約4%を占めており、市の一般財源として市民生活に密着した様々な施策に活用されています。

市内で買われたたばこの市たばこ税が、北九州市の収入になります。たばこは北九州市内で購入していただくよう、ご協力をお願いします。

鉱産税

鉱産税は、石灰石などの鉱物の掘採事業に対してかかる税です。

納税義務者

鉱産税を納めるのは、鉱物の掘採事業を行う鉱業者です。

税額の計算方法

山元での鉱物の価格×税率(1%)

注意

ただし、1ヵ月間に掘採した鉱物の価格が200万円以下の場合、税率は0.7%になります。

申告と納税

鉱業者が毎月掘採した鉱物の数量、価格、税額などを、翌月の10日から月末までの間に申告するとともに、その税額を納めることになります。

入湯税

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設の整備や観光の振興に要する費用にあてるために設けられた目的税で、鉱泉浴場における入湯行為にかかる税です。

納税義務者

入湯税を納めるのは、鉱泉浴場に入湯する入湯客です。

●課税免除

次の場合には、入湯税が免除されます。

- (1) 12歳未満の者が入湯する場合
- (2) 共同浴場や一般公衆浴場に入湯する場合
- (3) 専ら日帰り客の利用に供される施設に1,000円未満の利用料金で入湯する場合
- (4) 修学旅行等の学校行事で入湯する場合

税率

入湯税の税率は、次のとおりです。

- (1) 宿泊する場合 1人1泊について150円
- (2) 日帰りの場合 1人1日について100円

納税の方法

入湯税は、鉱泉浴場の経営者が入湯客から徴収し、市に納入することになっています。

税収及びその用途

令和5年度決算では約1,000万円の税収があり、消防施設等の整備にあてられました。

鉱産税・入湯税

鉱産税

- 納税義務者
- 税額の計算方法
- 申告と納税

入湯税

- 納税義務者
- 税率
- 納税の方法
- 税収及びその用途

事業所税

事業所税は、道路、公園、上下水道、教育文化施設などの都市環境の整備及び改善のための事業に要する費用にあてるために設けられた目的税で、事務所・事業所において行われる事業にかかる税です。

区 分	資 産 割	従 業 者 割
納税義務者	事業所等において事業を行う法人又は個人	
課 税 標 準	市内にある事業所等の合計床面積	従業者に支払った給与総額
免 税 点	事業所等の合計床面積が1,000㎡以下である場合はかかりません。	従業者数の合計が100人以下である場合はかかりません。
税額の計算方法	課税標準×税率(600円)	課税標準×税率(0.25%)
納税の方法	納税義務者が課税標準や税額を計算して納めることになっています。	
申告納付期限	個 人 翌年の3月15日まで 法 人 事業年度終了の日から2か月以内	

注 意

- ① 非課税、課税標準の特例及び減免の制度があります。
- ② 期限までに申告しない場合や税額を過少に申告した場合には、延滞金とは別に加算金がかかります。

詳しくは市役所課税第一課までお問合せください。

次の場合にも申告してください

- (1) 事業所などを他に貸し付けている場合
- (2) 事業所などの合計床面積が800㎡を超え1,000㎡以下の場合
- (3) 従業者数の合計が80人を超え100人以下の場合

税収及びその用途

令和5年度決算では約74億2,000万円の税収があり、道路や駐車場などの交通施設、学校その他の教育文化施設、医療施設・保育所などの福祉施設等の整備にあてられました。

環境未来税

●納税義務者など
(一覧表)

●税収及び
その用途

特別土地保有税

環境未来税

環境未来税は、「環境未来都市」の創造を目指す北九州市において、最終処分場の安定的確保や環境産業の振興、資源化技術の開発など、さまざまな環境施策に要する費用にあてるために設けられた法定外目的税で、市内の最終処分場において行われる産業廃棄物の埋立処分行為を対象とするものです。

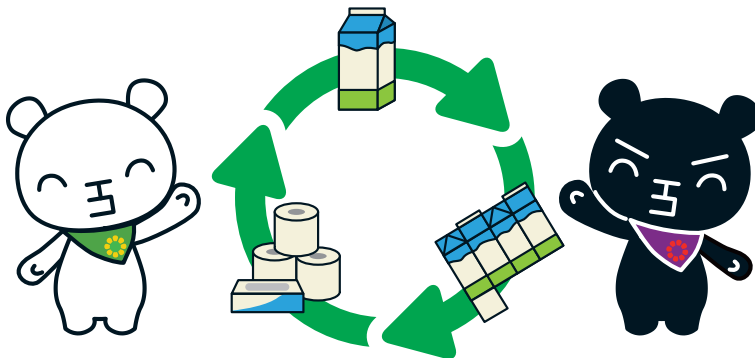
納税義務者	市長が許可した産業廃棄物の最終処分業者及び市内の自家処分事業者
課税標準	納税義務者が市内の最終処分場で処分する産業廃棄物の埋立量
税額の計算方法	課税標準×税率(1,000円/ト)
納税の方法	納税義務者が課税標準や税額を計算して納めることになっています。
申告納付期限	毎月末日 (前月中に埋立処分した産業廃棄物について申告します。)

注意

- ①「最終処分業者」とは、市長の許可を受けて産業廃棄物の埋立処分を業として行う者をいい、「自家処分事業者」とは、自己の生じさせた産業廃棄物の埋立処分を自ら行う事業者をいいます。
- ② 税負担の公平性や税の簡素化の観点から、課税の特例措置は設けていません。

税収及びその用途

令和5年度決算では約10億8,500万円の税収があり、事業系ごみの資源化・減量化対策、リサイクル・資源化技術に対する研究開発費等の支援や資源循環型産業を基軸とした新たな環境産業の創造などのために役立てられました。



特別土地保有税

特別土地保有税は、土地の所有又は取得に対してかかる税ですが、平成15年4月1日以後の特別土地保有税については、当分の間、その課税が停止されています。

宿泊税

宿泊税は、観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用にあてるために設けられた法定外目的税で、市内に所在する宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課するものです。

納税義務者

北九州市内に所在する次の事業を行う宿泊施設への宿泊者になります。

- 旅館業法に規定する旅館業（旅館・ホテル営業、簡易宿所営業）
- 国家戦略特別区域法に規定する認定事業（特区民泊）
- 住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業（新法民泊）

税率

宿泊者1人1泊につき150円となります。

（北九州市内に所在する宿泊施設における宿泊に係る福岡県の宿泊税の税率1人1泊につき50円）

市税率	県税率	合計
150円	50円	200円

納税の方法

特別徴収義務者（宿泊施設の経営者）は、宿泊者から宿泊税を徴収し、原則として、毎月1日から末日までの期間に係る宿泊税を翌月末日までに、申告納入していただきます。なお、申告や届出等の手続きは電子申告が可能です。

注意

北九州市域内の宿泊税は、北九州市が一括して課税と徴収を行いますので、県宿泊税を分けて納入していただく必要はありません。

税収及びその使途

令和5年度決算では、約3億8,400万円の税収があり、その使途については、本市の観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用にあてることにしています。

市税の電子申告・電子納税

市税の申告、申請、届出及び納税の手続きは、インターネットを利用した地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)をご利用いただけます。

●eLTAXで利用できる手続き

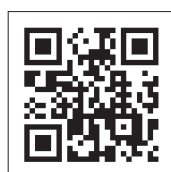
手続き	税 目
電子申告	個人市民税(特別徴収)、法人市民税、固定資産税(償却資産)、事業所税、宿泊税、入湯税、市たばこ税、鉱産税、環境未来税
申請・届出	個人市民税(特別徴収)、法人市民税、事業所税 など
電子納税	個人市民税(特別徴収)、法人市民税、事業所税、宿泊税、入湯税、市たばこ税、鉱産税、環境未来税 など

納付書を用いた納付は、市税の納付場所のページ(P66)をご確認ください。

●eLTAXの利用方法

eLTAXを利用するには、電子証明書の取得(税理士が代理で申告等を行う場合は、納税者本人の電子証明書は不要)、利用届出等の事前準備が必要です。詳しくは、以下のホームページをご確認ください。

また、お問い合わせ先も以下のページをご確認ください。



▼ eLTAXホームページ

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

eLTAXまたはエルタックス

検索

●市税の電子申請・様式ダウンロード

eLTAXの他に、市税の申告書・申請書の様式をダウンロードすることができます。以下のホームページの検索窓で、目的の申告書・申請書の名称等で検索してください。



▼ 北九州市電子申請サービス

<https://ttzk.graffer.jp/city-kitakyushu/>

北九州市電子申請サービス

検索

自主納税

自主納税

市税は納税者のみなさんに、定められた納期限までに金融機関の窓口等で自ら納めていただくことになっています。これを自主納税といいます。

滞納と延滞金

定められた納期限までに納付せず滞納となった場合は、納期限までに納めた方との公平を保つため、滞納された方には、本来納めるべき税額のほかに高率の延滞金もあわせて納めていただきます。

[納期限までに税金を完納しなかった場合]

納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、次の割合で計算した延滞金に加算されます。

- ア 納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間は・年7.3パーセント
イ その後の期間については……………年14.6パーセント
(但し、令和7年の場合は、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間は年2.4%、
その後の期間については年8.7%)

滞納処分

市税を滞納した方には、督促や催告を行い、早期に納付するよう促します。

なお、収入減少や事業不振などによりやむを得ず滞納となった方については、本人の申し出により、事情を伺ったうえで分割納付などの相談に応じています。一方、納付できる収入や資産がありながら納付の意思がない方については、税負担の公平性を保つため、法律に基づき財産(預貯金、給料、不動産、動産、自動車など)を差し押さえ、取立てや公売を行うなどの滞納処分を進めます。

自主納税にご協力を

市税を滞納すると、延滞金に加算されたり、財産を強制的に処分されるなどの不利益を受ける場合があります。また、滞納整理に要する費用は、貴重な市税から支出されることになります。

納税者の皆様には、是非とも市税の納期内納付にご協力をお願いします。

便利な口座振替

個人の市民税・県民税・森林環境税(普通徴収)、固定資産税及び軽自動車税(種別割)は、銀行・郵便局などの口座から自動的に納付することができます。

銀行の口座振替や郵便局の自動払込みを利用されますと、わざわざ納期ごとに区役所や金融機関などへお出かけになる手間がはぶけます。また、納期をすっかり忘れたときでも安心です。

●口座振替に関する問い合わせ先…財政・変革局収税企画課(電話093-967-6955)

申込みの手続

あなたの預・貯金口座のある金融機関へ

●預・貯金通帳とその印鑑 ●納税通知書

をお持ちになれば、手続をすることができます。

注意

申込書は、市民税・県民税・森林環境税及び固定資産税の納税通知書に添付(ただし、この申込書はゆうちょ銀行(郵便局)では使用できません。)しているほか、市内の金融機関にも備えてあります。

取扱い金融機関

銀 行	みずほ・三菱UFJ・三井住友・りそな・福岡・西日本シティ・北九州・筑邦・福岡中央・佐賀・十八親和・肥後・大分・豊和・南日本・西京・広島・もみじ・伊予
信 用 金 庫	福岡ひびき・遠賀
そ の 他	九州労働金庫・横浜幸銀信用組合・北九州農業協同組合・朝銀西信用組合(市内店舗に限る)・ゆうちょ銀行(郵便局)・楽天銀行(※Web口座振替受付サービスのみ。R7.7.1から利用可能)

振 替 日

振替日は、各納期限の日です。新規に申込みをされた方、指定口座を変更された方には「口座振替開始(変更)のお知らせ」を送付していますので、振替開始日を確認してください。

●Web口座振替受付サービスでの手続き

インターネットで口座振替(自動振込)のお申込みができます。
詳しくは、ホームページをご確認ください。
(一部利用できない金融機関があります。)

▼検索エンジンからアクセス

北九州市税 Web口座振替



市税 Web口座
振替ページ



▼北九州市ホームページURL

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/297_00021.html

納税の猶予と減免

納税の猶予

市税は、納期内に納めなければなりません、不幸にして火事、風水害などの被害を受け、又は病気や負傷で働けないなどの事情や、生活の維持ができなくなる場合などには、申請により1年間を限度として納める時期を延ばしたり、税金を分けて納めることができます。

納税の猶予の申請、その他納税については、各市税事務所納税課へご相談ください。

市税の減免…(個人にかかるもの)

納税者が、災害にあったり、生活保護を受けるなど、市税を納めることができない次のような事情がある場合は、その状況に応じて市税を減免する制度があります。

※減免の対象となる市税は、まだ納期が到来していない分が対象です。

個人の市民税

生活扶助などを受けた場合

災害(火災、風水害など)を受けた場合

所得が前年の5割以下に減少すると見込まれる場合(前年の所得が一定額以下の場合に限る)

固定資産税

生活扶助などを受けた場合

災害(火災、風水害など)を受けた場合

軽自動車税(種別割)

身体障害者などが所有する車で、身体障害者自身が使用する場合など

減免の手続

減免を受けようとする場合は、下記の担当課へお早めにご相談ください。

個人の市民税	東部・西部市税事務所市民税課又は税務課
軽自動車税(種別割)	東部・西部市税事務所市民税課又は税務課、 財政・変革局税務部課税第二課
固定資産税(土地・家屋)	東部・西部市税事務所固定資産税課
法人の市民税	財政・変革局税務部課税第一課
事業所税	
固定資産税(償却資産)	財政・変革局税務部固定資産税課

所在地及び電話番号はP.75、P.76をご覧ください。

Q

市税を一時に納付できないときは、どうすれば…?

家族が病気にかかり、不時の出費が続き固定資産税を納期限までに納めることができません。しばらく待ってもらえますか。

A

病気、災害など特別な事情があって市税を一時に納付できないときは、次のような納税の猶予制度があります。市税事務所納税課に早めにご相談ください。

1 徴収猶予

- (1) 財産について災害を受け、又は盗難にあったとき
- (2) 納税者又はその生計を一にする親族などが病気にかかり又は負傷したとき
- (3) 事業を廃止し、又は休止したとき
- (4) 事業について著しい損失を受けたときなどにより、市税を一時に納付することができないときは管轄の市税事務所納税課に申請することにより、1年以内の期間に限り、徴収の猶予が認められる場合があります。

2 換価の猶予

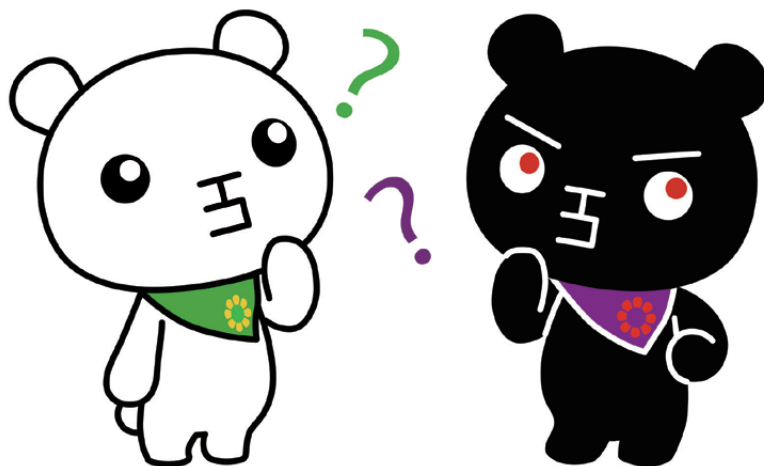
市税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活を困難にする恐れがあるなどの一定の要件に該当するときは、その市税の納期限から6か月以内に、管轄の市税事務所納税課に申請することにより1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

※平成28年4月1日以降に納期限が到来する市税について適用されます。

3 猶予が認められると猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。また、財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

こんなとき納税は？

Q&A



Q

延滞金の計算方法は…？

私は、半年ほど大阪に出張していたため、固定資産税第1期分（納期限令和7年4月30日）62,000円を納めていませんでした。それで第2期分とあわせて令和7年7月31日に納めたところ、延滞金が千円かかりました。この延滞金はどのように計算されるのですか。

A

延滞金とは、納期限内に納付された人との公平を保つために、納期限後に税金を納付する場合に徴収されるものです。

この延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額（2,000円以上で1,000円未満の端数を切り捨てた額）に最初の1か月は年7.3%、それ以降は年14.6%を乗じて計算した金額となります。

但し、平成26年1月1日から当分の間は、毎年財務大臣が告示する割合に年1%を加算した割合に、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については年1%、その後の期間については年7.3%を加算した割合となります。令和7年の場合は、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間は年2.4%、その後の期間については年8.7%です。

これをあなたの場合に当てはめてみますと、

（ア）5月1日から5月31日の間（納期限の翌日から1か月）

…年7.3%（令和7年の場合は年2.4%）

$62,000円 \times 2.4\% \times 31日 / 365日 = 126円$

（円未満の端数切捨て）

（イ）6月1日から7月31日の間（（ア）の翌日から納付の日）

…年14.6%（令和7年の場合は年8.7%）

$62,000円 \times 8.7\% \times 61日 / 365日 = 901円$

（円未満の端数切捨て）

（ア） + （イ） = 1,027円

計算された金額のうち100円未満は切り捨てますので、1,000円が延滞金の額となります。

Q

市外でも口座振替はできるか…？

私は市外に住んでいますが、市外の金融機関で口座振替の手続はできますか。

A

市税の口座振替はP.60に記載のある金融機関で利用できます。お近くの店舗にて、口座振替の手続きをしてください。また、スマートフォン・パソコン・タブレット端末からインターネットを利用して口座振替をお申し込み（新規登録・振替口座変更）いただけます。（P.60参照）

注意

市税口座振替申込書は、市県民税・固定資産税の納税通知書に添付しています。（ただし、この申込書はゆうちょ銀行（郵便局）では使用できません。）軽自動車税（種別割）又はゆうちょ銀行（郵便局）での口座振替の申込みは、別途申込書が必要になりますので、財政・変革局収税企画課（電話093-967-6955）まで連絡してください。

Q

年度中途から口座振替を利用できるか…？

私は、今まで各納期毎に銀行で市民税を納めてきました。今からでも口座振替を利用できますか。

A

口座振替の申込みはいつでもできます。預・貯金口座のある金融機関へ通帳と印鑑、納税通知書をお持ちになれば手続をすることができます。

後日、「口座振替開始（変更）のお知らせ」を送付しますので、振替開始日を確認してください。

また、振替開始までは、納税通知書に添付している納付書で納付してください。

Q

市税の納付について

納期限を過ぎてしまった市税等はどのように納めればいいのですか。また、納付書はまだ使えますか。

A

納期限を過ぎた場合でも、ゆうちょ銀行（郵便局）やP66に記載している金融機関で、納付いただくことが可能です。

ただし、コンビニエンスストア、地方税お支払サイト、スマホ決済アプリでは納期限を過ぎた納付書は使用できません。これらの納付方法をご希望の場合は、各市税事務所納税課に納付書の再発行を依頼してください。

令和7年度市税納期一覧表

7 市税の納期

●市税納期
一覧表

税 目 月	個 人 の 市(県)民税 (普通徴収)	固定資産税 都市計画税	軽自動車税 (種別割)	法人の 市民税	事業所税
4		*第1期 17日～30日		(確定申告) 事業年度 終了後 2か月以内	(法人) 事業年度 終了後 2か月以内
5			*定期 1日～6月2日		
6	*第1期 17日～30日				
7		*第2期 17日～31日			
8	*第2期 17日～9月1日				
9				〔予定申告 又は 中間申告〕 事業年度 開始日以後 6か月を 経過した 日から 2か月以内	
10	*第3期 17日～31日				
11					
12		*第3期 17日～1月5日			
1	*第4期 17日～2月2日				
2		*第4期 17日～3月2日			(個人) 3月15日まで
3					

市税の納付場所

納付書にQRコードが印字されている場合は、
下表ほか全国の地方税統一QRコード対応金融機関でも納付できます。

1. 下表の金融機関

銀 行	みずほ、三菱UFJ、三井住友、りそな、福岡、西日本シティ、 北九州、筑邦、福岡中央、佐賀、十八親和、肥後、大分、豊和、 南日本、西京(注)、広島、もみじ、伊予
信 用 金 庫	福岡ひびき、遠賀
そ の 他	九州労働金庫、横浜幸銀信用組合、北九州農業協同組合、 朝銀西信用組合(市内店舗に限ります)

(注) 西京銀行は山口県内に所在する店舗に限る。

(注) りそな銀行は地方税統一QRコードが付された納付書に限る。

2. 全国のゆうちょ銀行(郵便局)

※納付書の表面にQRコードが印字されていない場合は、
九州内(沖縄県を除く)のゆうちょ銀行でしか納付できません。

3. 市・区役所内の銀行派出所、区役所の出張所(閉庁日は利用できません。)

4. 全国のコンビニエンスストア等

(バーコードが印字された納付書に限ります。)

セブン・イレブン、ローソン、ファミリーマート、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストアー、
ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ミニストップ、ポプ
ラ、生活彩家、くらしハウス、スリーエイト、セイコーマート、ハマナスクラブ、MMK設置店

5. 上記のほか、納付書の表面に印字しているQRコード等を利用して、
地方税お支払サイト(クレジットカード、インターネットバンキング等)、
スマホ決済アプリでも納付できます。
詳しくは、右下のQRコードからアクセスして北九州市のホームページを
ご覧ください。

QRコードは㈱デンソーウェブの登録商標です。

注 意

- 金額が30万円を超える場合はバーコードが印字されません。
- 4及び5で納付することができるのは、市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計
画税(土地・家屋)、固定資産税(償却資産)及び軽自動車税(種別割)です。
- コンビニエンスストア、地方税お支払サイト及びスマホ決済アプリで納付する場
合、納期限又は指定納付期限を過ぎた納付書で納付することはできませんので、
市税事務所納税課で納付書の再発行を受けてください。
東部市税事務所納税課 電話：093-582-3375
西部市税事務所納税課 電話：093-642-1469
- 納付から1か月以内に納税証明が必要な場合は、必ず領収証書を証明窓口にお
持ちください。
地方税お支払サイト(クレジットカード、インターネットバンキング等)及びスマホ
決済アプリで納付した場合、領収証書は発行されません。納付から1か月以内に
納税証明が必要な場合は、領収証書が発行される納付場所で納付してください。

※納付場所等は変更になることがあります。
最新の情報は、右側のQRコードからアクセスして
北九州市のホームページをご覧ください。



北九州市ホームページ

不服申立て

● 審査請求

市税の課税や差押えなどの処分について不服がある人は、行政不服審査法の規定により、市長に対して、文書により審査請求をすることができます。

審査請求は、原則として処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に行うことができますが、市税に関しては、一部の処分について、地方税法の規定により審査請求の期間の特例が設けられています。

市税における主な処分の審査請求期間は、次のとおりです。

区 分	期 間
課 税 に つ い て	決定の通知（納税通知書）を受け取った日の翌日から起算して3か月以内
督 促 に つ い て	差押えの通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内
不動産等の差押えについて	差押えの通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内と当該財産の公売の日とのうちどちらか早い期限まで

● 審査申出

上記の審査請求制度のほか、固定資産税については、固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）に不服がある場合、中立的に設けられた機関である固定資産評価審査委員会に、審査の申出をすることができます。

本市では、弁護士、不動産鑑定士、税理士等の法律や不動産、税務に関する専門的知識を持った委員で固定資産評価審査委員会を構成しています。

なお、課税標準の特例措置や税額の減額措置の適用状況など、固定資産の価格以外に対する不服については、審査申出ではなく審査請求により不服を申し立てることになります。

固定資産税に関して不服がある場合には、審査請求と審査申出のどちらの制度を利用すべきか、所管の固定資産税課にお尋ねください。

注 意

審査請求、審査申出のどちらの制度も、利用を検討するに当たっては、課税や評価の内容、不服の申し立ての方法について、事前に担当課から説明を受けていただきますようお願いいたします。

- 審査請求
- 審査申出

証明と閲覧

市税に関する証明や固定資産課税台帳又は名寄帳の閲覧が必要な場合は、必要書類をお持ちのうえ、市税事務所などの担当窓口へお越しください。

（この担当窓口では、なりすましの防止や個人情報保護のため、窓口に来られた方の本人確認を行っています。官公署が発行した顔写真付き証明書（運転免許証、パスポートなど）の提示をお願いします。）

●証明や閲覧を請求できる人

証明・閲覧などの内容は、個人の秘密にかかわるため、証明や閲覧を請求できる方は、次の人に限られます。

- ① 本人（納税管理人など本人と同視できる方を含む。）
- ② 本人の委任状又は代理権授与通知書など（以下「委任状等」という。）を持参した方
- ③ 現在の北九州市の住民票上で同一世帯で同居の夫・妻・直系の親子で、本人から依頼があったと認められる方

注意

同居であっても兄弟姉妹・義理の親子などの方、別世帯の方は、本人の委任状等が必要です。

- ④ 法人の場合は、代表権のある方（それ以外の方は、委任状等が必要です。）
※社員の方が請求される場合には、代表者からの委任状又は代表者の自署もしくは記名し代表者印を押印した申請書（委任状をお持ちでない場合は、社員であることが確認できるもの（社員証等）の提示をお願いします。）が必要です。
- ⑤ 借地人・借家人などの方（賃貸借契約書など契約内容が確認できる書類等が必要です。）

注意

借地人・借家人などの方が請求する証明は、契約内容などの確認が必要のため、東部及び西部市税事務所の固定資産税課でのみ取り扱います。

●おもな証明・閲覧の種類、手数料及び担当窓口（P.75、76参照）

証明書（固定資産税に関する証明の一部を除く）は、お住まいの区に関係なく、すべての区役所・出張所で受付・発行しています。

証明等の種類	手数料	担当窓口
課税に関する証明 ○個人市民税の所得額（課税・非課税）証明	1件につき300円	市税事務所市民税課 または税務課 各区出張所
○固定資産課税台帳記載事項証明 （土地、家屋、償却資産）	1件（筆・棟等）につき300円 1件（筆・棟等）増すごとに200円	※出張所では、一部発行できない証明があります。
納税に関する証明 ○市民税、固定資産税などの納税証明	1件につき300円	※借地人、借家人など、納税義務者又は所有者（代理人含む）以外の方からの申請による「固定資産課税台帳記載事項証明」は、市税事務所固定資産税課で発行します。

●証明や閲覧を請求できる人

●おもな証明・閲覧の種類、手数料及び担当窓口

- おもな証明・閲覧の種類、手数料及び担当窓口
- 郵送で請求される場合

証明等の種類	手数料	担当窓口
住宅用家屋証明	1件につき1,300円	市税事務所固定資産税課 または 都市戦略局建築審査課
固定資産課税台帳又は名寄帳の閲覧	1件につき300円	市税事務所固定資産税課 または税務課

注意

- 軽自動車税(種別割)の継続検査用納税証明は無料です。
※軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)の稼働により、継続検査用納税証明書は原則不要となっています。
- 縦覧期間中(縦覧期間についてはP.43参照)に納税義務者の方が固定資産課税台帳又は名寄帳を閲覧される場合は無料です。

●郵送で請求される場合

窓口にお越しになれない場合に証明書の郵便請求ができます。



北九州市ホームページ
(郵送請求)

【必要書類】

① 申請書

北九州市ホームページからダウンロードできます。

※任意の様式による場合は、氏名(旧姓)、フリガナ、生年月日、現住所(所得額証明の場合は1月1日現在住所も記入)、電話番号、必要な証明書(年度、枚数)、使用目的を記入してください(固定資産課税台帳記載事項証明の場合は、物件の所在地・家屋番号、継続検査用納税証明の場合は、標識番号も記入)。なお、法人の申請の場合は、申請書に代表者の自署もしくは、記名・代表者印の押印が必要となります。

② 申請者の本人確認書類(運転免許証等)の写し

③ 返信用封筒(切手を貼って宛名を書いたもの)

④ 手数料分の定額小為替(郵便局またはゆうちょ銀行発行の定額小為替)

⑤ 申請者が納税義務者本人以外の場合は、申請する資格があることを証明する資料

(納税義務者本人から委任を受けている場合は委任状など)

【郵送請求先】

部署名	住所	電話番号
北九州市財政・変革局 東部市税事務所 市民税課 郵便請求担当	〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号 (小倉北区役所内)	093-582-3420

市税証明書の郵送請求先は上記に集約しています。

●スマートフォンで請求される場合

市税証明書等の交付を、オンラインで申請し郵送で受取ることができます。



北九州市ホームページ
(オンライン申請)

【申請できる人】

マイナンバーカードを所有する本人のみ申請することができます。
代理人・第三者からの申請はできません。相続人や納税管理人であっても申請することはできません。

【オンライン申請に必要なもの】

① マイナンバーカード

署名用電子証明書の機能の設定があるものに限ります。申請の際は、署名用電子証明書暗証番号(ご自身で設定した6桁から16桁の英数字パスワード)の入力が必要です。

※お引越しやご結婚等で、住所や氏名の変更があった場合には電子証明書の再登録が必要となります。その手続きが完了しておらず、古い情報のままになっている場合は、スマートフォン申請の受付ができませんので、お住まいの市区町村役場の窓口での電子証明書の再登録を行ってください。

② スマートフォン

マイナンバーカードの読み取りに対応しているスマートフォンに限ります。

③ クレジットカード

支払はクレジットカードのみの対応です。(VISA、Mastercard、American Express、JCB、Diners Club)

※具体的な申請方法や注意事項等については、北九州市のホームページでご確認ください。

●スマートフォンで請求される場合

●市税証明書のコンビニ交付

●市税証明書のコンビニ交付

市税証明書の一部について、全国のコンビニエンスストア等の専用端末(マルチコピー機)で個人番号カード(マイナンバーカード)を利用して取得できます。

取得できる証明書	所得額(課税・非課税)証明書・個人市県民税の納税証明書(一般用)
取得できる方	必要な年度の賦課期日(1月1日)に北九州市に住民登録のある方
利用時間	午前6時30分から午後11時まで ※メンテナンス日を除く
利用できる店舗	全国のセブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ等の専用端末(マルチコピー機)設置店

※取得できるのは、最新年度分のみです。年度の切り替えは毎年6月に行います。

※未申告の方や証明書取得時点で、北九州市に住民登録がない方は取得できません。

※利用方法など詳しくは、北九州市のホームページでご確認ください。



北九州市ホームページ
(コンビニ交付サービス)

■地方交付税

地方公共団体が平均的な仕事をするために必要な財源を保障するため、財政力の弱い団体の財源を補う地方交付税は、所得税、法人税、消費税及び酒税の一定割合及び地方法人税をその原資としています。

■地方譲与税

特別法人事業税、地方揮発油税、石油ガス税、航空機燃料税、自動車重量税及び特別とん税は、その全部又は一部が一定の客観的基準（人口、道路の延長距離や面積など）によって地方公共団体に譲与され、貴重な財源となっています。

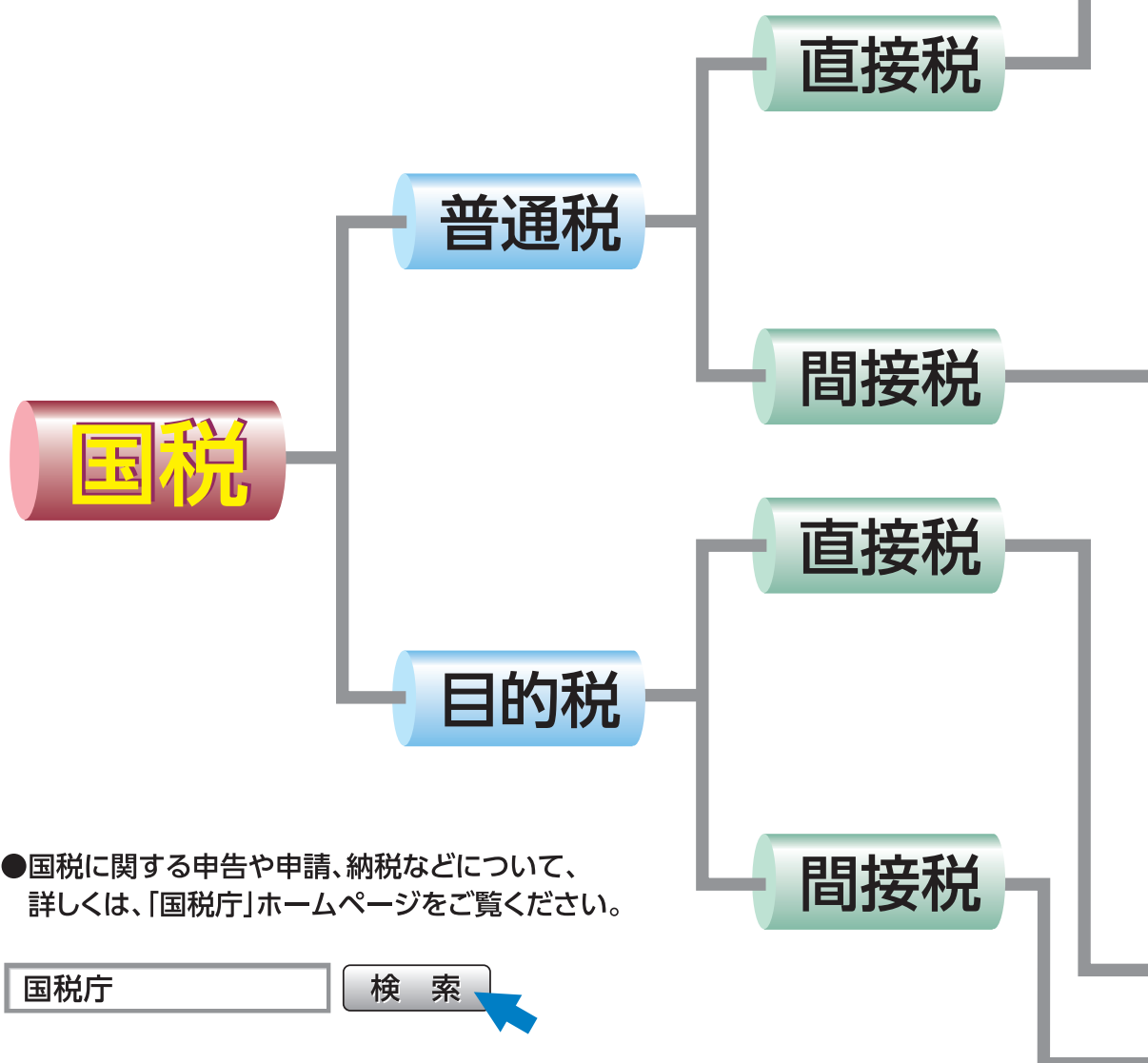
■森林の整備等の財源として創設された新しい税金

森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保するため、次のような税金がつけられました。

森林環境税(直接税)

令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税で、市町村において個人住民税と併せて一人年額 1,000 円がかかります。

その税収は、全額が森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与されます。



- 国税に関する申告や申請、納税などについて、詳しくは、「国税庁」ホームページをご覧ください。



所得税

1月1日から12月31日までの1年間に生じた個人の所得に対してかかります。

法人税

法人の各事業年度の所得等に対してかかります。

特別法人事業税

地方公共団体に財源を譲与するため、事業を行う法人の各事業年度の所得等にかかります。

地方法人税

地方交付税の財源とするため、法人の各事業年度の法人税額に応じてかかります。

相続税

相続又は遺贈により財産を取得したときにかかります。

贈与税

個人から財産を無償又は通常の価額より低い対価で取得したときにかかります。

地価税

個人又は法人が保有する土地や借地権等にかかります。(当分の間適用を停止)

森林環境税

森林整備等のため、市町村の個人住民税と併せて1人年額1,000円かかります。

消費税

事業者の販売する商品やサービスに対してかかります。

酒税

酒やビールなどの酒類を製造場から出荷するときにかかります。

揮発油税

自動車用ガソリンに対してかかります。

地方揮発油税

地方公共団体に財源を譲与するため、自動車用ガソリンに対してかかります。

石油ガス税

自動車用のプロパンガスに対してかかります。

石油石炭税

原油、天然ガス、石炭及び石油製品に対してかかります。

航空機燃料税

航空機用燃料にかかります。

関税

輸入貨物に対してかかります。

とん税

外国貿易船が入港するときにかかります。

特別とん税

地方公共団体に財源を譲与するため、とん税とあわせてかかります。

印紙税

契約書、手形、領収書、預貯金証書などの特定文書を作成するときにかかります。

登録免許税

不動産、会社などの登記や著作権、出版権などの登録などにかかります。

自動車重量税

車検を受ける自動車及び使用の届出をする軽自動車にかかります。

たばこ税

たばこを製造場から出荷したときや輸入したときにかかります。

たばこ特別税

たばこを製造場から出荷したときや輸入したときにかかります。

国際観光旅客税

日本から海外に出国する人に、出国1回につき1,000円かかります。

復興特別所得税

東日本大震災からの復興施策等のため、個人の所得税とあわせてかかります。(令和19年まで)

電源開発促進税

原子力発電施設等の設置の促進等のため、一般電気事業者の販売電気にかかります。

12 県税のあらまし

■県税交付金

県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、法人事業税、自動車税環境性能割、地方消費税、軽油引取税及びゴルフ場利用税は、その一部が一定の客観的基準（人口、道路の延長距離や面積など）によって県内の市町村に交付され、貴重な財源となっています。

※県費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴い、政令指定都市である北九州市には、分離課税所得割交付金が県から交付されます。

県 税

普通税

目的税

直接税

間接税

直接税

間接税

県民税

個人県民税

(森林環境税を含む)

県内に住所のある個人にかかります。

法人県民税

(森林環境税を含む)

県内に事務所・事業所のある法人にかかります。

県民税利子割

金融機関から利子の支払を受けるときにかかります。

県民税配当割

上場株式等の配当を受けるときにかかります。

県民税株式等譲渡所得割

上場株式等を譲渡したときにかかります。

事業税

個人事業税

事業を行う個人の前年中の所得にかかります。

法人事業税

事業を行う法人の各事業年度の所得等にかかります。

不動産取得税

土地や建物を取得したときにかかります。

自動車税

- ・環境性能割 自動車を取得したときにかかります。
- ・種別割 自動車を所有しているときにかかります。

鉱区税

鉱業権(試掘権・採掘権)を所有している人にかかります。

県が課税する固定資産税

市町村でかかる固定資産税(償却資産)のうち、一定額を超えるものにかかります。
(指定都市及び東京都特別区に所在するものは除きます。)

地方消費税

事業者の販売する商品やサービスに対して消費税と併せてかかります。

県たばこ税

卸売販売業者等が小売販売業者に売り渡したたばこの本数に応じてかかります。

軽油引取税

特約業者又は元売業者からの軽油の引取に対してかかります。

ゴルフ場利用税

ゴルフ場の利用者にかかります。

狩猟税

鳥獣の保護などにあてるため、狩猟者の登録を受ける人にかかります。

産業廃棄物税

産業廃棄物を焼却施設又は最終処分場に搬入したときにかかります。

宿泊税

県内の宿泊施設に宿泊したときにかかります。
※宿泊税は福岡県が独自で課税する目的税です。

13 お問い合わせ先一覧

●市税事務所

市税事務所の窓口

市税事務所名	担 当	電話番号	所在地
東部市税事務所 【管轄：門司区、小倉北区、小倉南区】			
市民税課	市県民税(普通徴収)について	582-3360	〒803-8510 小倉北区 大手町1番1号 (小倉北区役所内)
	軽自動車税(種別割)について	582-3517	
	市税証明について	582-3364	
固定資産税課	固定資産税(土地・家屋)について	582-3370	
納税課	市税の納付について	582-3375	
門司税務課	市県民税(普通徴収)について	331-0511	〒801-8510 門司区 清滝一丁目1番1号 (門司区役所内)
	軽自動車税(種別割)について		
	市税証明について	331-9811	
小倉南税務課	市県民税(普通徴収)について	951-1023	〒802-8510 小倉南区 若園五丁目1番2号 (小倉南区役所内)
	軽自動車税(種別割)について	951-0043	
	市税証明について		
西部市税事務所 【管轄：若松区、八幡東区、八幡西区、戸畑区】			
市民税課	市県民税(普通徴収)について	642-1458	〒806-8510 八幡西区 黒崎三丁目15番3号 (コムシティ内)
	軽自動車税(種別割)について	642-1452	
	市税証明について		
固定資産税課	固定資産税(土地・家屋)について	642-1459	
納税課	市税の納付について	642-1469	
若松税務課	市県民税(普通徴収)について	761-4182	〒808-8510 北九州市若松区 浜町一丁目1番1号 (若松区役所内)
	軽自動車税(種別割)について		
	市税証明について		
八幡東税務課	市県民税(普通徴収)について	681-5851	〒805-8510 八幡東区 中央一丁目1番1号 (八幡東区役所内)
	軽自動車税(種別割)について		
	市税証明について		
戸畑税務課	市県民税(普通徴収)について	881-2687	〒804-8510 戸畑区 千防一丁目1番1号 (戸畑区役所内)
	軽自動車税(種別割)について		
	市税証明について	871-0571	

市役所の税部門

課名	担 当	電話番号	所在地
税制課	市税証明について 市税に関する制度および不服申立について	582-2030	〒803-8501 小倉北区 城内1番1号
固定資産税課	固定資産税(土地)について	582-2035	
	固定資産税(家屋)について	582-2036	
	固定資産税(償却資産)について	582-3210	
収税企画課	インターネット公売について	582-2031	
	市税の還付について	582-2032	
	口座振替について	967-6955	
課税第一課	市県民税(普通徴収)について	582-2033	〒803-0812 小倉北区室町一丁目 1番1号リバーウォーク 北九州3階
	法人市民税、その他諸税について	582-2821	
課税第二課	市県民税(特別徴収)について	967-6951	
	軽自動車税について	967-6952	

お問い合わせ先一覧

- 市役所税部門
- 出張所

出張所

出張所では、市税証明の発行・交付についてのみ行っています。
(一部発行できない証明があります。)

出張所名	郵便番号	所 在 地	電話番号
松ヶ江出張所	800-0118	門司区吉志新町二丁目1番1号	481-1001
大里出張所	800-0038	門司区大里原町12番12号	381-3631
曽根出張所	800-0217	小倉南区下曽根四丁目22番1号	471-7621
両谷出張所	803-0278	小倉南区徳吉西三丁目7番1号	451-1001
東谷出張所	803-0184	小倉南区大字木下704番地の1	451-0001
島郷出張所	808-0105	若松区鴨生田二丁目1番1号	791-0721
折尾出張所	807-0824	八幡西区光明一丁目9番22号	691-0031
上津役出張所	807-0075	八幡西区下上津役四丁目8番1号	611-0834
八幡南出張所	807-1134	八幡西区茶屋の原一丁目6番1号	617-0734

お問い合わせ先一覧

- 国 税 局
- 税 務 署
- 県 庁
- 県税事務所
- 法 務 局
- 出 張 所
- 年金事務所

国税局・税務署

局・署名	郵便番号	所 在 地	電話番号	管轄区域
門司税務署	801-8601	北九州市門司区西海岸一丁目3番10号	321-5831	門司区
小倉税務署	803-8602	北九州市小倉北区大手町13番17号	583-1331	小倉北区 小倉南区
若松税務署	808-8606	北九州市若松区本町一丁目14番12号	761-2536	若松区 中間市、遠賀郡
八幡税務署	805-8606	北九州市八幡東区平野二丁目13番1号	671-6531	八幡東区 八幡西区、戸畑区
福岡国税局	812-8547	福岡市博多区博多駅東二丁目11番1号	(092) 411-0031	福岡県、佐賀県 長崎県

県庁・県税事務所

県税事務所名	郵便番号	所 在 地	電話番号	管轄区域
北九州東 県税事務所	803-8512	北九州市小倉北区城内 7番8号	(自動車税係)592-3501 (事業税係)592-3512 (不動産取得税係)592-3502	門司区 小倉北区 小倉南区
北九州西 県税事務所	805-0062	北九州市八幡東区平野 二丁目13番2号	(自動車税係)662-9312 (事業税係)662-9311 (不動産取得税係)662-9315	若松区 八幡東区 八幡西区、戸畑区 中間市、遠賀郡
福岡県庁	812-8577	福岡市博多区東公園7番7号	(092)651-1111	福岡県

法務局・出張所

局・出張所名	郵便番号	所 在 地	電話番号	管轄区域
北九州支局	803-8513	北九州市小倉北区城内5番1号	561-3542	門司区、小倉北区 小倉南区、戸畑区
八幡出張所	806-0048	北九州市八幡西区樋口町7番1号	641-7307	若松区、八幡東区、 八幡西区、中間市 遠賀郡
福岡法務局	810-8513	福岡市中央区舞鶴三丁目5番25号	(092)721-4570	九州全域

年金事務所

局・所名	郵便番号	所 在 地	電話番号	管轄区域
小倉北 年金事務所	803-8588	北九州市小倉北区大手町 13番3号	583-8340	門司区 小倉北区
小倉南 年金事務所	800-0294	北九州市小倉南区 下曾根一丁目8番6号	471-8873	小倉南区、行橋市 豊前市、京都郡 築上郡
八幡 年金事務所	806-8555	北九州市八幡西区 岸の浦一丁目5番5号	631-7962	若松区、八幡東区 八幡西区、戸畑区 中間市、遠賀郡

令和7年度 市税納期一覧表

4月 固定資産税(第1期) 17日～30日	5月 軽自動車税(定期) 1日～6月2日	6月 市・県民税(第1期) 17日～30日	7月 固定資産税(第2期) 17日～31日	8月 市・県民税(第2期) 17日～9月1日	10月 市・県民税(第3期) 17日～31日	12月 固定資産税(第3期) 17日～1月5日	1月 市・県民税(第4期) 17日～2月2日	2月 固定資産税(第4期) 17日～3月2日
------------------------------------	-----------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	--------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------



便利です ☐ 口座振替

市税の納付は、**安心・便利・
確実な口座振替をご利用
ください。**

※口座振替については、P.60をごらんください。

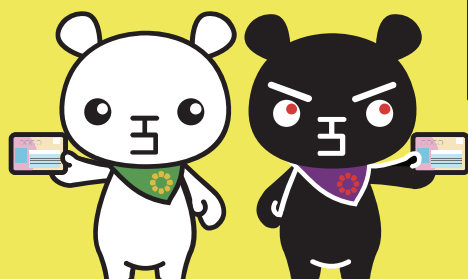
市税の還付を装った詐欺にご注意ください！

- ・市役所(税務部)や市税事務所の職員が市税還付金の受取のためにATM(現金自動預け払い機)の操作を求めることはありません。
- ・納税のために金融機関の口座を指定して振込みを求めることはありません。
- ・市役所(税務部)や市税事務所の職員が、直接、ご自宅等にお伺いする際には、「徴税吏員証」を携帯していますので、所属、氏名等をご確認ください。
- ・不審な点がある場合は、財政・変革局税務部収税企画課にお問い合わせください。

お問い合わせ先

北九州市財政・変革局収税企画課[収納管理係] TEL.093-582-2032

※1 **コンビニ交付の利用には、
マイナンバーカードと4桁の暗証番号が
必要です。**
(利用者証明用電子証明書)



北九州市環境マスコットキャラクター
ていたん＆ブラックていたん
©ていたん＆ブラックていたん 北九州市



便利

休日や夜間でも
取得できる!

簡単

操作は簡単!

安い

区役所より
100円安い!

令和8年
3/31まで

期限は変更する
場合があります



住民票を取るなら コンビニが便利!



取得できる証明書

● 住民票の写し

本人及び同一世帯員の現在の住民票のみ

● 印鑑登録証明書

● 所得額(課税・非課税)証明書

● 個人市県民税の納税証明書(一般用)

● 戸籍の附票の写し ※4

本人及び同一戸籍の方の現在の附票のみ

● 戸籍全部(個人)事項証明書 ※4

本人及び同一戸籍の方の現在の戸籍のみ ※5



手数料 ※2

1通 200円

1通 350円



利用可能時間 ※3

6:30~23:00

月~金曜日(※祝日を除く)

9:00~17:00

※1 スマホ用電子証明書が搭載されたスマートフォンでも取得できます。 ※2 減免や返金はできません。
※3 コンビニ交付メンテナンス期間は利用できません。メンテナンスは不定期に行われます。詳しくは市HPをご覧ください。
※4 北九州市に本籍のある方が対象ですが、北九州市外在住の方は、戸籍証明書の取得に利用登録申請が必要です。
※5 一般的に戸籍謄本(抄本)といわれるものです。



住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍の附票の写し・戸籍全部(個人)事項証明書に関する問い合わせ先

- 総務市民局 区政推進課 TEL.093-582-2107
- 門司区役所市民課 TEL.093-331-1661
- 小倉北区役所市民課 TEL.093-582-3350
- 小倉南区役所市民課 TEL.093-951-4890

- 若松区役所市民課 TEL.093-761-6232
- 八幡東区役所市民課 TEL.093-681-8604
- 八幡西区役所市民課 TEL.093-642-0415
- 戸畑区役所市民課 TEL.093-871-7828

所得額(課税・非課税)証明書等に関する問い合わせ先 財政・変革局 税制課 TEL.093-582-2030

